

# さくら市第5期障がい福祉計画 ・第1期障がい児福祉計画

平成30年3月

さくら市





## ごあいさつ

私はさくら市の将来像を「健康・里山・桜の小都市<sup>まち</sup>」と表現すると共に、まちづくりの理念として「さくら市での暮らしを楽しむ」ことを掲げております。

そしてライフシフト、最近では人生 100 年時代を迎えつつあると言われていますが、100 年とはつまり、今生まれて育っていく子ども達は 22 世紀までをも生き抜いていく、そんな時代になったのだということであり、中高年の世代に限らず、子ども達を含めたあらゆる世代の市民がさくら市における人生を充実させていく、さくら市での暮らしを楽しんでいくための各種施策を実施いたします。また、「里山」は身近な自然に親しむこと、そして「桜」は花と共に芸術や文化を意味します。健康第一に身近な自然や芸術文化に親しみながら暮らしを楽しむ、さくら市づくりに励んでまいります。

そのためには、障害者差別解消法の趣旨に即して、誰もが様々な活動に支障なく取り組める環境をつくり出していかなければなりません。平成 28 年には児童福祉法が改正され、新たに障がい児福祉計画の策定が義務付けられたことを踏まえて、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項等を定め、今般、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とする、さくら市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画を策定いたしました。さくら市では平成 29 年 3 月に「市民自らが共に手を取り、共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げた第 2 次さくら市地域福祉計画（平成 29 年度～平成 33 年度）を策定していますが、本計画はこの地域福祉計画を支える重要な柱の 1 つとなるものです。

本計画の推進にあたりましては、社会情勢や障がい者（児）及びその家族等のニーズを把握し、必要に応じた障がい福祉サービスの検討を行い、サービス全般の充実に努めてまいります。また今後も、市民の皆様と協働し、いつまでも安心な暮らしのため、障がいのあるひとにも優しい安心で住みやすいまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、市民そして地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様、並びに関係者の皆様、そしてアンケート調査等において貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

さくら市長 花塚 隆志



# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと期間	2
3	計画策定の視点	3
第2章	さくら市の障がい者を取り巻く現状	4
1	さくら市の概況	4
2	障がい者の福祉に関するアンケート調査結果の概要	15
3	成果目標の達成状況	35
4	障害福祉サービス等の提供状況	37
第3章	計画の基本方向	49
1	基本理念	49
2	基本目標	49
3	基本方針	50
第4章	第5期障がい福祉計画	51
1	成果目標	51
2	活動指標	53
第5章	第1期障がい児福祉計画	63
1	障がい児支援の強化	63
2	成果目標	63
3	活動指標	64
第6章	計画の推進体制	65
1	計画の達成状況の点検及び評価	65
2	障がい福祉制度の普及・啓発、情報提供の推進	66
3	地域自立支援協議会を中心とした関係機関等との連携	66
◆	資料編	67
1	障がい福祉計画策定委員会委員名簿	67
2	障がい福祉計画策定幹事会委員名簿	68
3	策定経過	69
4	用語集	70
5	さくら市内障害福祉サービス等提供事業所	75

本計画は新元号制定以前に策定したため、計画書中の年の表記は、平成 31 年 4 月 30 日の翌日（2019 年 5 月 1 日）以後を表す場合でも元号を「平成」と表しています。

新元号が施行された後は、新元号の相当する年に読み替えてください。

（例：平成 31 年度→〇〇元年度、平成 32 年度→〇〇 2 年度）

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市においては、平成26年度に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律※（以下、「障害者総合支援法」という）」に基づく「さくら市第4期障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）」を策定して、障がいの有無にかかわらず「地域でともに暮らせるまち」を目指し、また、平成27年度に障害者基本法※に基づく「さくら市障がい者福祉計画（平成28年度～平成32年度）」を策定して、従来の「ノーマライゼーション※」、「リハビリテーション※」に加え、新たに「ソーシャルインクルージョン※」を本市の基本理念とし、障がい福祉についての施策を総合的・計画的に推進してきたところです。

平成17年に成立した「障害者自立支援法※」は、地域社会における「共生」の実現に向けて、障害福祉サービス※の充実等、障がい者の日常生活・社会生活を総合的に支援するため、平成24年に「障害者総合支援法」に改正されました。また、平成28年には「児童福祉法」が改正され、障がい児の支援体制の確立を目指し「障害児福祉計画」の策定が義務づけられています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、②市町村を基本とする仕組みへの統一と障がい種別の制度の一元化、③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備、④地域共生社会の実現に向けた取組、⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援に配慮して作成することが求められています。

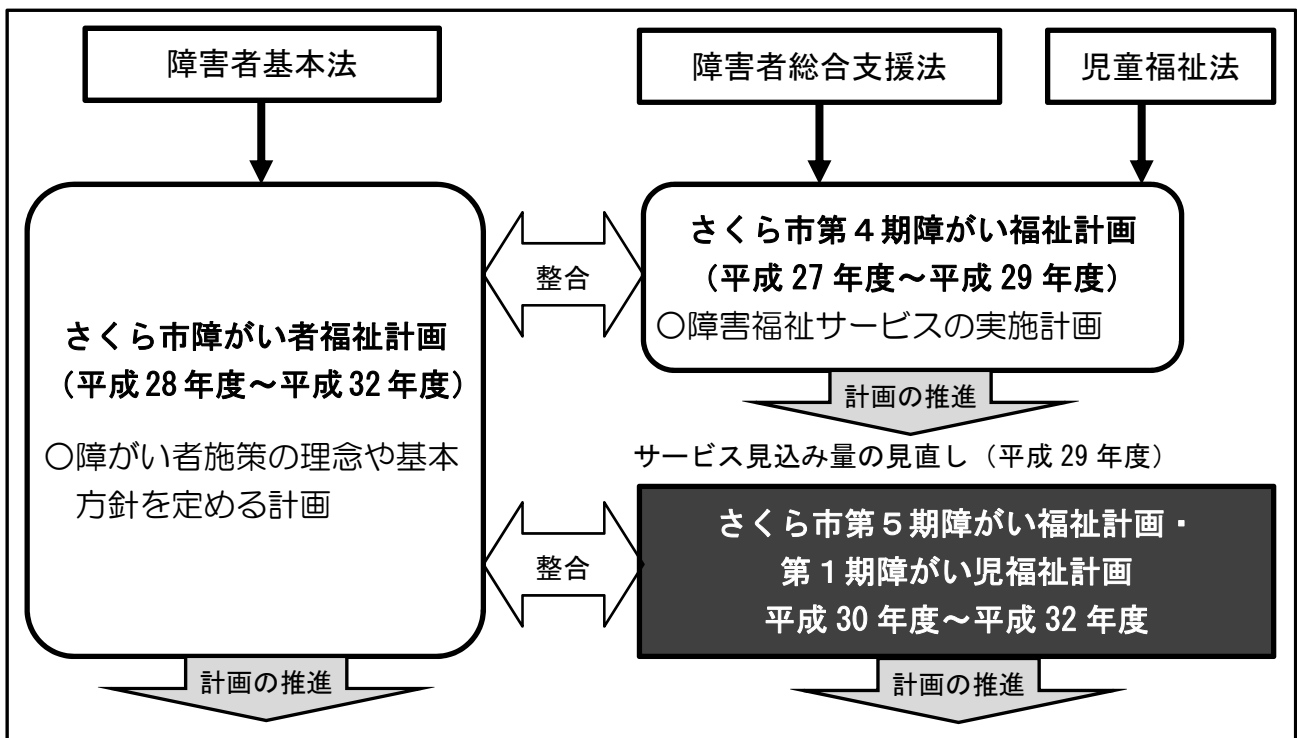
これらのことを踏まえ、「P D C A サイクル※」に基づいてこれまでの障がい福祉施策の取り組みを評価・検証し、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で自立し、積極的な社会参加を行うことで、ともに支え合う「共生のまち」の実現を目指すため、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする「さくら市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下、「さくら市第5期障がい福祉計画等」という）を策定するものです。

「※」用語集に用語説明記載有

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

さくら市第5期障がい福祉計画等は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく、「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービスや障がい児支援等の見込み量や必要量確保のための方策等を定める計画です。また、障がい者（児）の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、「さくら市障がい者福祉計画」等の関連計画との調和を図ったものとします。



### (2) 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、計画の実施状況や市民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
障がい福祉計画	第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		
障がい児福祉計画												
障がい者福祉計画	前期障がい者福祉計画				障がい者福祉計画					次期障がい者福祉計画		



### (3) 策定体制

策定にあたっては、策定委員会及び幹事会、地域自立支援協議会<sup>※</sup>において審議を重ねました。

#### ① さくら市障がい福祉計画策定委員会

保健及び福祉関係者、関係団体代表者等、行政関係者による委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

#### ② さくら市障がい福祉計画策定幹事会

障がい者支援に関わる庁内関係各課及び相談支援事業<sup>※</sup>者等による幹事会を設置し、計画内容の検討を行いました。

#### ③ さくら市地域自立支援協議会

指定相談支援事業者、障害福祉サービス等に従事する者、保健医療従事者、警察関係者、学識経験者、障がい当事者団体等及び関係行政機関により設置された協議会に意見を伺いました。

#### ④ 市民意向の把握

##### (ア) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

平成 29 年度において、障がい者及び市民一般への調査を実施しました。

##### (イ) パブリックコメント<sup>※</sup>の実施

さくら市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（案）について、広く市民からの意見を募るため、パブリックコメントを実施しました。

## 3 計画策定の視点

---

「さくら市第 4 期障がい福祉計画」の進捗状況の分析・検証、障がい手帳所持者等を対象に実施した「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」の集計・分析結果を反映し、具体的な方策を定めます。

また、栃木県の「栃木県障害福祉計画（第 5 期計画）及び栃木県障害児福祉計画（第 1 期計画）」で示された数値目標やサービス見込み量との整合を図ります。

「※」用語集に用語説明記載有

## 第2章 さくら市の障がい者を取り巻く現状

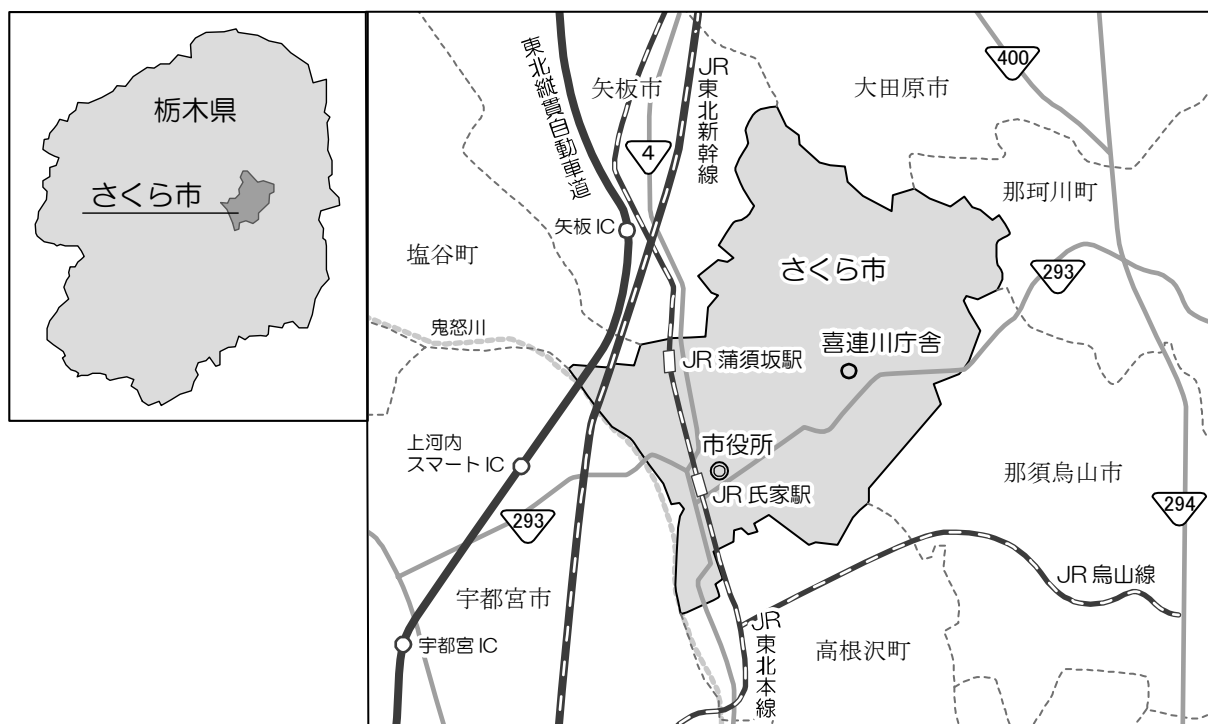
### 1 さくら市の概況

#### (1) さくら市の概要

本市は、栃木県中央部のやや北東よりに位置し、県庁所在地である宇都宮市や、大田原市、矢板市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町と隣接しています。県を北西から南東に貫流する1級河川の鬼怒川の左岸（東側）に位置し、関東平野の北端部ではほぼ平坦な水田地帯と関東平野と那須野が原台地との間の数条の丘陵部を範囲とする、清流と緑の自然に恵まれた地域です。平成17年3月に旧氏家町と旧喜連川町が合併し、現在のさくら市が誕生しました。

交通は、東京都から直線距離で約120kmにあり、東北縦貫自動車道、国道4号、国道293号、JR東北本線等が通っています。

温泉観光をはじめ、丘陵の緑、清流等の豊かな自然、城下町や宿場町としての歴史、ゴルフ場等の豊富な観光資源を有し、首都圏からの身近な観光地として位置しています。



## (2) 総人口・世帯数の推移

本市の総人口は、4万4千人前後でほぼ横ばいに推移しており、年齢別にみると、65歳以上の人口は、年間約350人程度増加している傾向にあります。

世帯数は、平成25年から毎年150~200世帯程度増加しています。そのため、平均世帯人数は減少傾向にあり、平成24年の2.76人から平成29年の2.62人と、0.14人減少しています。

### ■人口・世帯数の推移

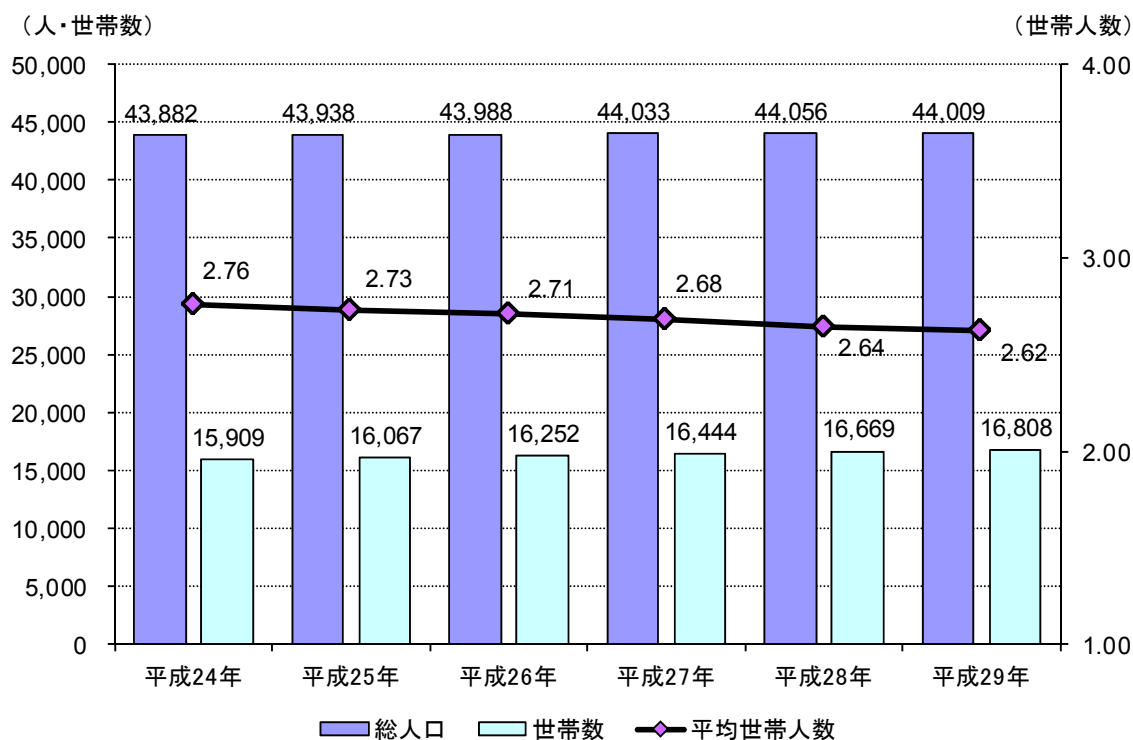
単位（人、世帯）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	43,882	43,938	43,988	44,033	44,056	44,009
18歳未満	7,807	7,807	7,823	7,812	7,789	7,726
18~64歳	26,856	26,567	26,211	25,830	25,542	25,220
65歳以上	9,219	9,564	9,954	10,391	10,725	11,063
世帯数	15,909	16,067	16,252	16,444	16,669	16,808
平均世帯人数	2.76	2.73	2.71	2.68	2.64	2.62

各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

### ■総人口・世帯数・平均世帯人数の推移



### (3) 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳<sup>\*</sup>の所持者数は、1,400人台で推移しており、平成24年から平成27年にかけて増加傾向にありましたが、平成28年に約60人減少し、平成29年にかけて横ばいとなっています。平成29年における総人口44,009人に対して、身体障害者手帳所持者の割合は、3.23%となっています。年齢別にみると18～64歳は減少傾向にあり、65歳以上は平成27年から40人程度減少したものの、増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移

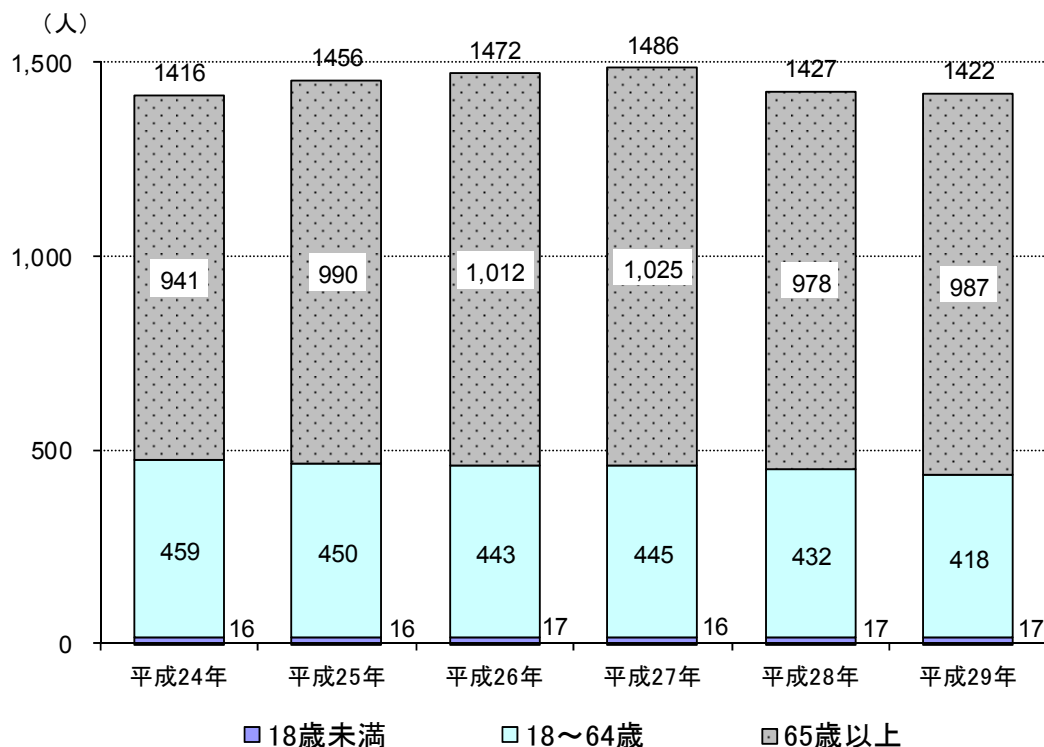
単位(人、%)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
手帳所持者数	1,416	1,456	1,472	1,486	1,427	1,422
18歳未満	16	16	17	16	17	17
18～64歳	459	450	443	445	432	418
65歳以上	941	990	1,012	1,025	978	987
総人口	43,882	43,938	43,988	44,033	44,056	44,009
対人口比	3.23	3.31	3.35	3.37	3.24	3.23

各年4月1日現在

資料：市民福祉課

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



「※」用語集に用語説明記載有

等級別身体障害者手帳所持者数で見ると、4級が最も多く 394 人、次いで1級が 388 人で、ともに全体の 27%以上を占めています。障がいの区分は、肢体不自由が 792 人と最も多く、次いで内部障がいが 352 人と続いています。

■等級別身体障害者手帳所持者数

単位（人、％）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	24	19	4	6	8	4	65
聴覚・平衡	-	48	18	48	0	22	136
音声・言語・そしゃく	-	-	7	9	-	-	16
肢体不自由	87	161	136	242	115	51	792
内部	242	1	26	83	-	-	352
複合	35	14	6	6	0	0	61
合計	388	243	197	394	123	77	1,422
構成比	27.29	17.09	13.85	27.71	8.65	5.41	100.00

平成 29 年 4 月 1 日現在

資料：市民福祉課

## （４）療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳<sup>※</sup>の所持者数は増加傾向にあり、平成 29 年における総人口に対する療育手帳所持者の割合は 0.75%となっています。年齢別にみると、平成 27 年からはいずれの年代でも増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移

単位（人、％）

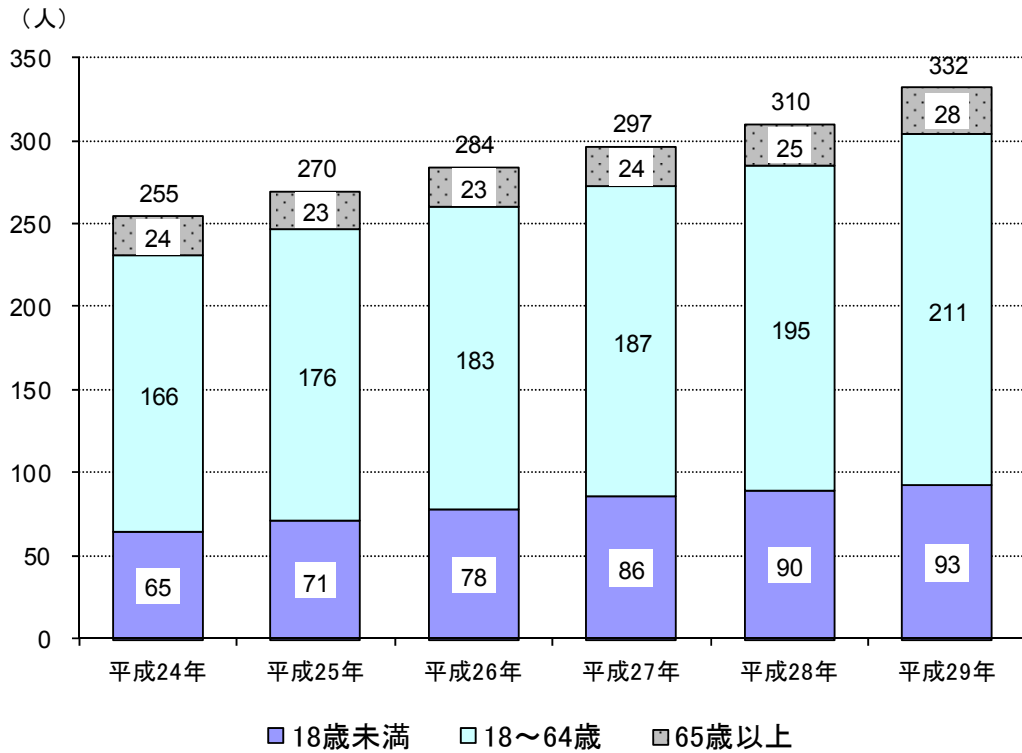
区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
手帳所持者数	255	270	284	297	310	332
18 歳未満	65	71	78	86	90	93
18～64 歳	166	176	183	187	195	211
65 歳以上	24	23	23	24	25	28
総人口	43,882	43,938	43,988	44,033	44,056	44,009
対人口比	0.58	0.61	0.65	0.67	0.70	0.75

各年 4 月 1 日現在

資料：市民福祉課

「※」用語集に用語説明記載有

■ 年齢別療育手帳所持者数の推移



程度別療育手帳所持者数で見ると、B1（中度）とB2（軽度）がともに100人と多く、それぞれ全体の30%以上を占めています。

■ 程度別年齢別療育手帳所持者数

単位（人、%）

区分	A1(最重度)	A2(重度)	A	B1(中度)	B2(軽度)	合計
手帳所持者数	45	86	1	100	100	332
18歳未満	8	22	0	16	47	93
18～64歳	35	52	0	72	52	211
65歳以上	2	12	1	12	1	28
構成比	13.55	25.90	0.30	30.12	30.12	100.00

平成29年4月1日現在

資料：市民福祉課

## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳<sup>※</sup>の所持者数は増加傾向にあり、平成29年における総人口に対する精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は、0.42%となっています。

等級別でみると、2級が最も多く、平成29年で105人となっており、全体の約57%を占めています。また、1級は平成28年では34人、平成29年では44人と1年で30%近く増加しています。

自立支援医療<sup>※</sup>（精神通院）受給者も増加傾向にあり、平成29年で408人となっています。

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位（人、%）

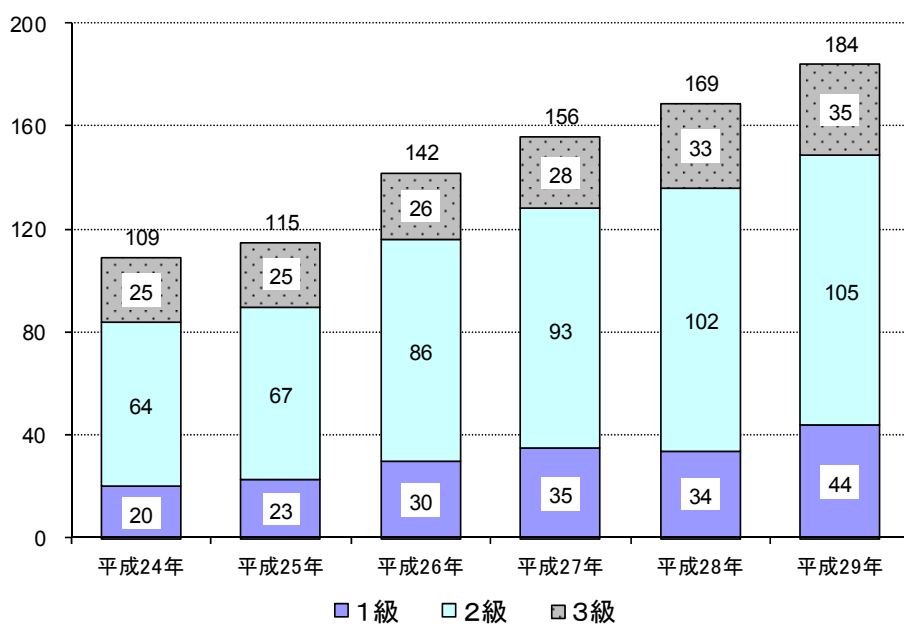
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
手帳所持者数	109	115	142	156	169	184
1級	20	23	30	35	34	44
2級	64	67	86	93	102	105
3級	25	25	26	28	33	35
総人口	43,882	43,938	43,988	44,033	44,056	44,009
対人口比	0.25	0.26	0.32	0.35	0.38	0.42

各年4月1日現在

資料：市民福祉課

### ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

（人）



### ■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位（人、%）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受給者数	306	317	334	359	378	408
総人口	43,882	43,938	43,988	44,033	44,056	44,009
対人口比	0.70	0.72	0.76	0.82	0.86	0.93

各年4月1日現在

資料：市民福祉課

「※」用語集に用語説明記載有

## (6) 難病と特定医療費受給者数の推移

本市の難病\*患者のうち、指定難病特定医療費受給者証交付者数は、平成27年に減少しましたが、平成28年から再び増加して平成29年は295人となっており、本市の総人口に対する受給者証交付者の割合は0.67%となっています。

平成29年4月より障害者総合支援法で、福祉サービスや相談支援等の対象が358疾病となりました。平成27年1月から110疾病が「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という）」の施行により医療費助成制度の対象疾病に指定され、平成27年7月より306疾病、平成29年4月より330疾病に増えました。

今後も指定難病\*が追加されることで、指定難病特定医療費受給者証交付者数の増加が予想されます。また、対象疾病の追加に伴い、障害福祉サービスを利用するための障害支援区分\*の認定者の増加も予想されます。

### ■ 特定医療費・小児慢性特定疾病\*医療費受給者証数の推移

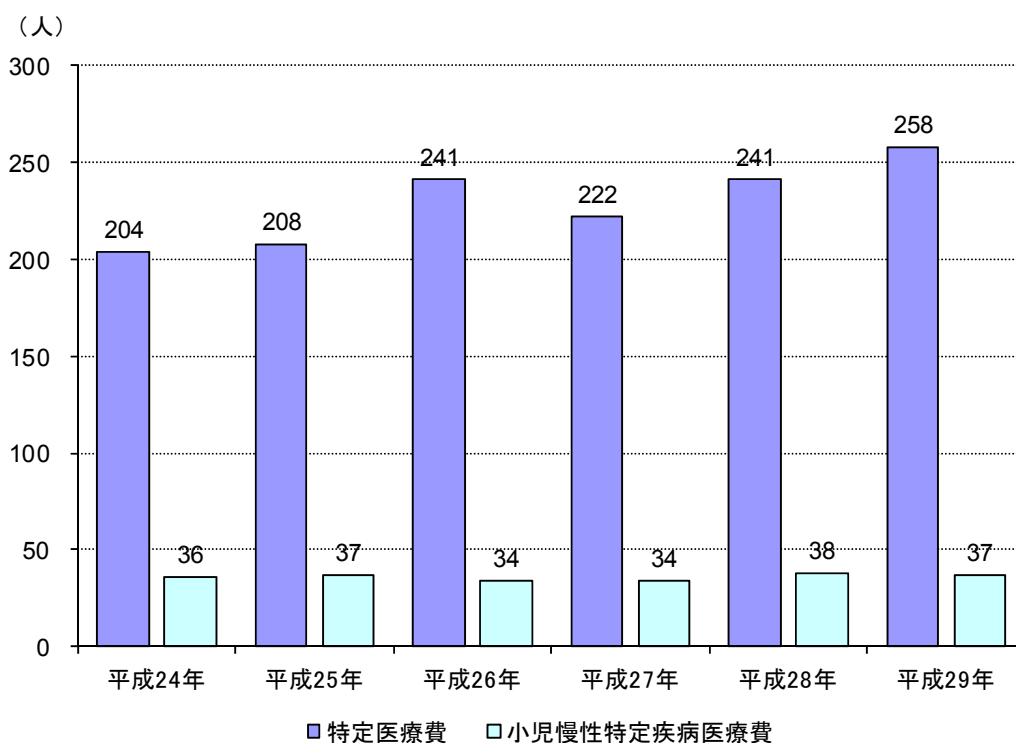
単位（人、％）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受給者証交付者数	240	245	275	256	279	295
特定医療費	204	208	241	222	241	258
小児慢性特定疾病医療費	36	37	34	34	38	37
総人口	43,882	43,938	43,988	44,033	44,056	44,009
対人口比	0.55	0.56	0.63	0.58	0.63	0.67

各年4月1日現在

資料：市民福祉課

### ■ 特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者数の推移



「※」用語集に用語説明記載有



## (7) 自立支援給付、地域生活支援事業の利用状況

### ① 自立支援給付<sup>※</sup>の利用状況

障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、「介護給付<sup>※</sup>」に係る障がい福祉サービスを利用するには、認定調査及び医師の意見書により、サービスの必要性を総合的に判断し、障害支援区分の認定を行いますが、「同行援護」で身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定がなくても利用できます。

また、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援といった「訓練等給付<sup>※</sup>」に係る障がい福祉サービスを利用する場合や相談支援を利用する場合、障がい児福祉サービスを利用する場合も、障害支援区分の認定を受けずにサービスを利用することが可能です。

障害福祉サービスの利用状況について、介護給付では、平成26年から増加傾向にあり、平成28年は197人、平成29年は195人とほぼ横ばいに推移しています。訓練等給付では、平成26年に103人と前年から30人以上増えたあとも増加傾向が続き、平成29年には131人となっています。

#### ■ 障害福祉サービスの利用状況

単位（人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
障害福祉サービス	234	238	268	290	325	326
介護給付	171	169	165	176	197	195
訓練等給付	63	69	103	114	128	131

各年4月中の利用者数

資料：市民福祉課

### ② 地域生活支援事業<sup>※</sup>の利用状況

地域生活支援事業の利用状況について、相談支援事業では、平成24年から平成27年にかけて減少傾向にありましたが、平成28年は49人、平成29年は67人と大幅に増加しています。日中一時支援事業<sup>※</sup>では、平成27年に増加しましたが、平成28年は31人、平成29年は27人と再び減少傾向にあります。

#### ■ 地域生活支援事業の利用状況

単位（人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
相談支援事業	41	35	34	29	49	67
日中一時支援事業	35	28	28	34	31	27

各年4月中の実利用者数

資料：市民福祉課

「※」用語集に用語説明記載有

### ③障害支援区分別人数

障害支援区分別人数の推移をみると、障害支援区分の認定を受けている人数は平成24年から増加傾向にあり、平成29年は150人となっています。

#### ■障害支援区分別人数の推移

単位（人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
児童	13	12	11	11	9	11
区分なし	57	63	73	67	71	75
区分計	122	130	129	134	145	150
区分1	3	2	3	3	4	2
区分2	10	12	11	13	10	10
区分3	25	27	25	23	21	20
区分4	26	24	25	32	34	41
区分5	34	37	38	30	34	31
区分6	24	28	27	33	42	46
合計	192	205	213	212	225	236


各年4月末日現在

資料：市民福祉課

### ④障害者総合支援法の障害支援区分について

平成25年4月より、障害者自立支援法から障害者総合支援法へ法律が改正されたことに伴い、平成26年4月より従来の「障害程度区分」が「障害支援区分」へと改められました。その際、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、「共同生活介護（ケアホーム）」を「共同生活援助（グループホーム）」に一元化しました。

#### ■障害支援区分別について

障害支援区分	必要とされる支援の度合い
区分なし	
区分1	
区分2	
区分3	
区分4	
区分5	
区分6	

#### ■障害支援区分と給付の関係について

区分に応じて利用できるサービス	区分にかかわらず利用できるサービス
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 生活介護 療養介護 施設入所支援 短期入所（ショートステイ）	自立訓練（機能訓練、生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 共同生活援助（グループホーム）

## ⑤障害支援区分と利用できるサービス

介護給付に該当する指定障害福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。次表の「○」の部分がサービスの利用可能な障害支援区分です。

### ■障害支援区分と利用できるサービス

区分	区分なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
居宅介護（ホームヘルプ）	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	注) 1		○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
生活介護	×	×	注) 2	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	注) 3	○
施設入所支援	×	×	×	注) 4	○	○	○
短期入所（ショートステイ）	×	○	○	○	○	○	○

注) 1：身体介護を伴わない場合は区分認定を要しません。

注) 2：50 歳以上は区分 2 でも利用可能です。

注) 3：筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者は、区分 5 でも利用可能です。

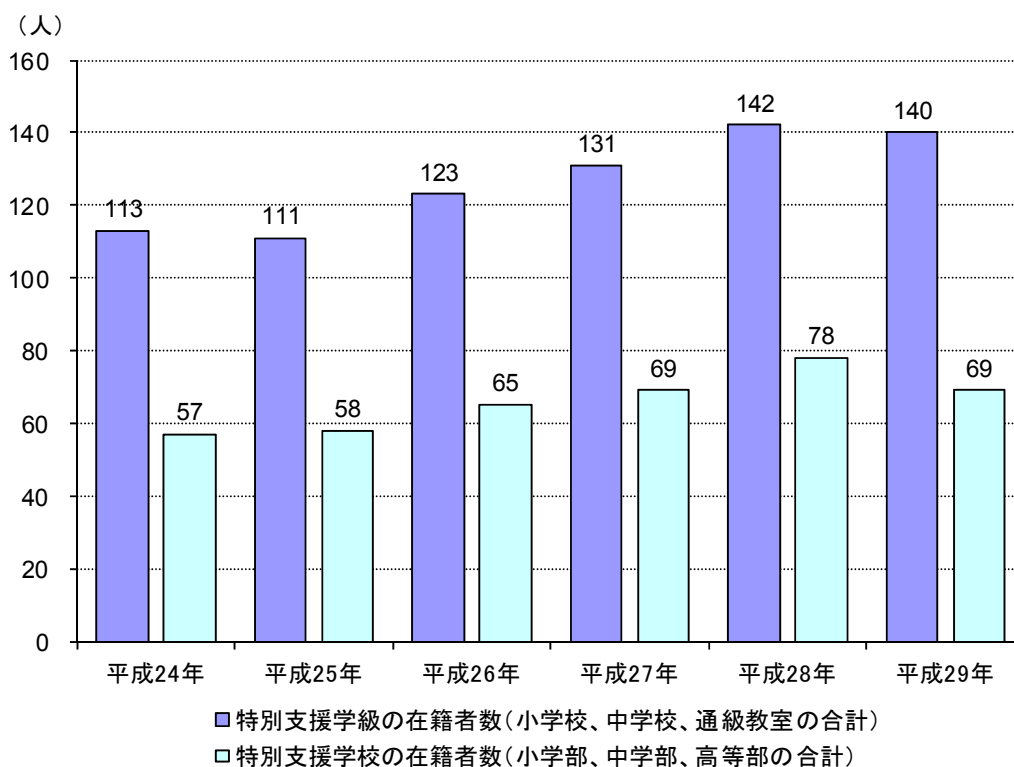
注) 4：50 歳以上は区分 3 でも利用可能です。

## (8) 学校教育の状況

特別支援学級<sup>※</sup>児童生徒数の推移をみると、平成25年度から平成28年度にかけて10人前後増加していますが、平成29年度は140人と前年度より2人減少しています。

特別支援学校<sup>※</sup>児童生徒数の推移をみると、平成24年度から平成28年度にかけて増加傾向にありましたが、平成29年は69人と前年度より9人減少しています。

### ■学校教育の状況



## (9) 特別支援学校卒業生の進路状況

特別支援学校卒業生の進路状況をみると、平成26年度から平成28年度の卒業生の累計は19人で、「福祉施設通所・在宅等」が10人、「就職」が8人となっています。

### ■特別支援学校卒業生の進路状況

単位(人)

区分	進学	専修学校等入学	就職	福祉施設通所・在宅等	その他	合計
平成26年度卒業生	0	0	0	0	1	1
平成27年度卒業生	0	0	2	5	0	7
平成28年度卒業生	0	0	6	5	0	11

各年4月中の実利用者数

資料：市民福祉課

「※」用語集に用語説明記載有

## 2 障がい者の福祉に関するアンケート調査結果の概要

### (1) 調査について

本調査は、「さくら市第5期障がい者福祉計画等」を策定するにあたり、市内在住の障がいのある方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に実施しました。

#### ■内容

区分	内容
調査対象者	<b>【障がい者】</b> 平成29年7月1日現在、市内在住で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方、特定疾患者見舞金を受給している方（アンケート結果では指定難病と標記） <b>【市民一般】</b> 平成29年7月1日現在、市内在住の方
配布数	障がい者：2,000通 市民一般：1,000通
調査方法	郵送配付・郵送回収
回収率	47.0%（1,411通）
調査期間	平成29年8月1日（火）～8月21日（月）

## (2) 調査結果の見方

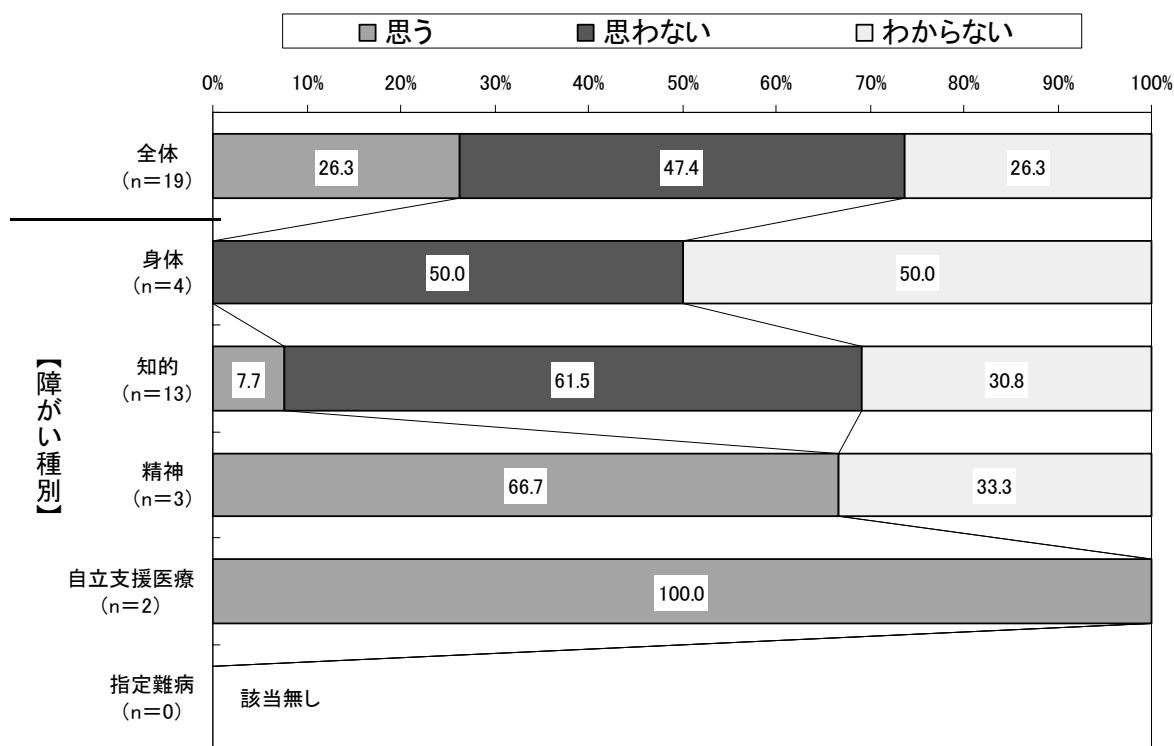
- 本報告書は、得られた回答に対し、それぞれの所持手帳別に集計をかけており、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 設問及び本文中の選択肢の語句が長い場合、本文や表・グラフ中では省略した表現を用いていることがあります。
- 回答結果は、小数第2位以下を四捨五入した有効サンプル数に対して、それぞれの回答の割合を示しています。そのため、単数解答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフにおいても反映します。
- 報告書内の「n (number of case)」は集計対象者総数（あるいは、回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- グラフ中、回答がなかった項目の数値(0.0%)は、グラフを見やすくするため削除している場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 分析における「身体」「知的」「精神」「自立支援医療」「指定難病」とは障がいをお持ちの方用の調査票における「お持ちの障害者手帳」や「国が定める難病の対象」の回答によって分類しています。身体障害者手帳をお持ちの方は「身体」、療育手帳をお持ちの方は「知的」、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は「精神」、自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方は「自立支援医療」、国が定める難病の対象の方は「指定難病」と表記しています。

### (3) 調査結果の概要

#### ①障がい者の就労について

##### ■一般就労意向の有無【障がい者対象調査】

- 施設で働いている人の一般就労意向は、全体では「思う」が 26.3%、「思わない」が 47.4%、「わからない」が 26.3%となっています。
- 障がい種別にみると、身体では 4 人中 2 人、知的では 13 人中 8 人と半数以上が「思わない」と回答していますが、精神では 3 人中 2 人が「思う」と回答しています。
- 平成 26 年度調査と比べると、全体では「思う」の割合が 10 ポイント以上下がっていますが、「思わない」の割合は前回とほぼ変化ありません。

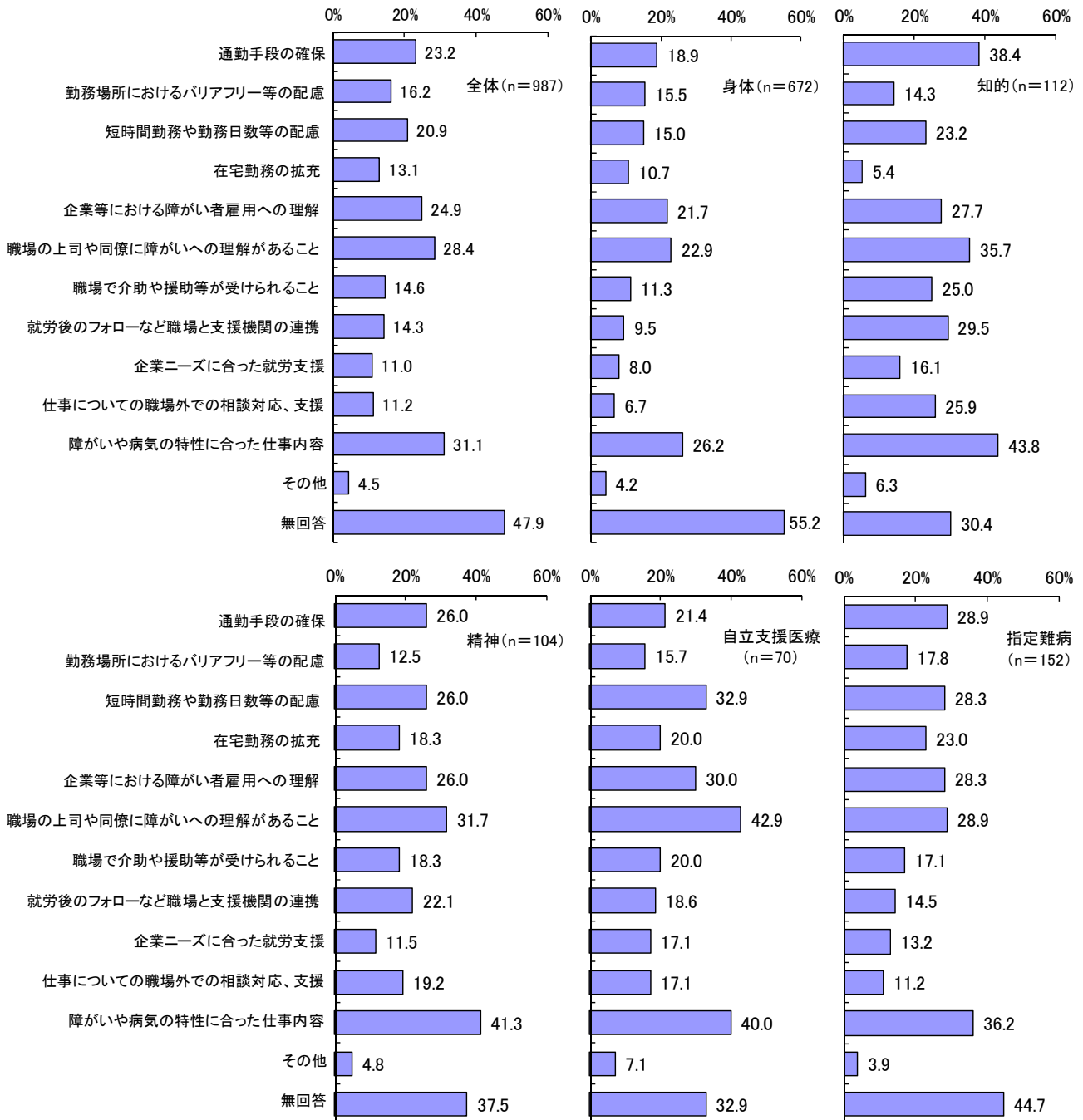


※いずれの項目も「無回答」なし。

## ■就労支援として必要なもの【障がい者対象調査】

○就労支援として必要なものは、全体では「障がいや病気の特徴に合った仕事内容」が31.1%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が28.4%、「企業等における障がい者雇用への理解」が24.9%と続いています。

○障がい種別に見ると、いずれの障がいでも「障がいや病気の特徴に合った仕事内容」が高くなっています。

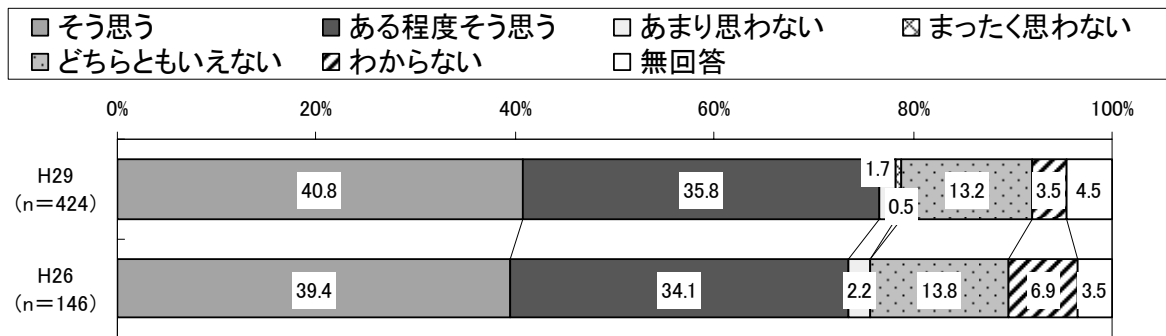




## ■障がい者がもっと雇用されるべきか【市民一般対象調査】

○障がい者がもっと雇用されるべきかについて、「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせた『そう思う』は76.6%となっています。反対に「あまり思わない」と「まったく思わない」を合わせた『そう思わない』は2.2%となっています。

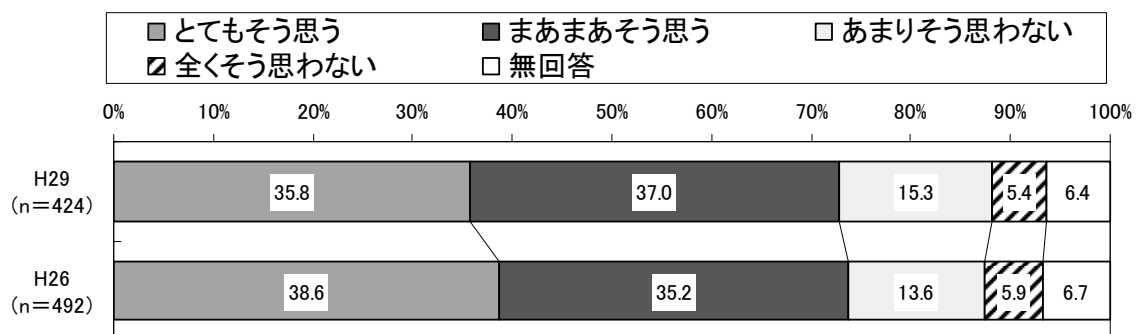
○平成 26 年度調査と比べると、『そう思う』割合は 3.1 ポイント増加しています。



## ■障がい者が職場にいても気にしないか【市民一般対象調査】

○障がい者が職場にいても気にしないかについて、「とてもそう思う」と「まあまあそう思う」を合わせた『そう思う』は 72.8%となっています。反対に「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」を合わせた『そう思わない』は 20.7%となっており、『そう思う』が『そう思わない』を 52.1 ポイント大きく上回っています。

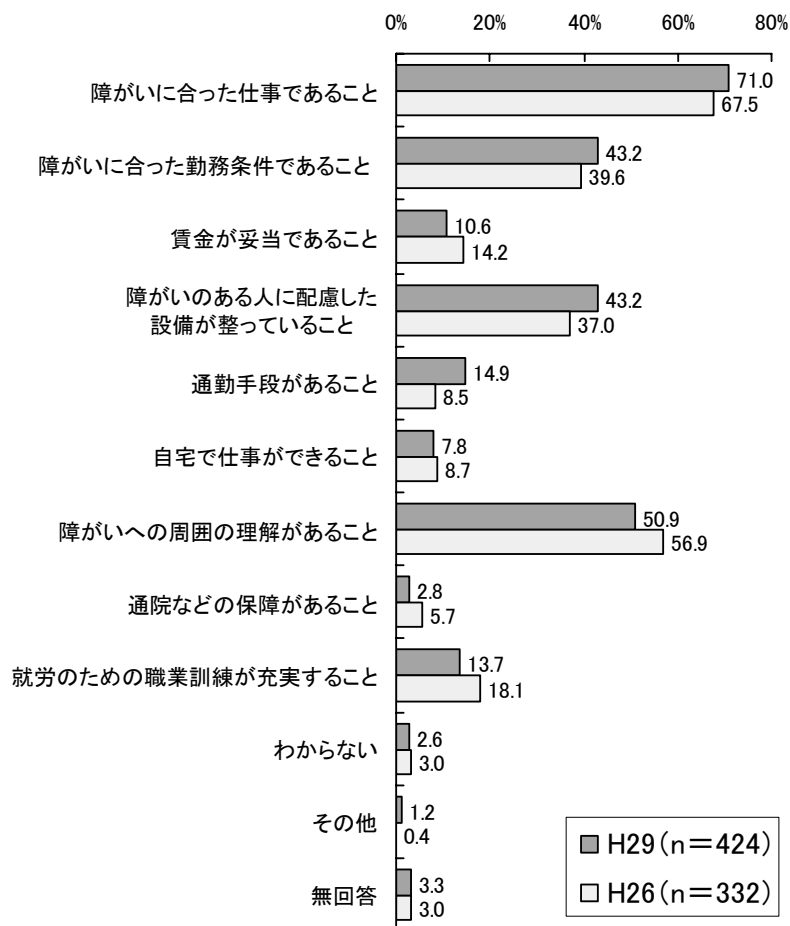
○平成 26 年度調査と比べると、『そう思う』割合は 1.0 ポイント下がっており、反対に『そう思わない』は 1.2 ポイント増加しています。



## ■障がい者が働くために必要なこと【市民一般対象調査】

○障がいのある人が働くために必要な条件は、「障がいに合った仕事であること」が71.0%と最も高く、次いで「障がいへの周囲の理解があること」が50.9%、「障がいに合った勤務条件であること」と「障がいのある人に配慮した設備が整っていること」がともに43.2%と続いています。

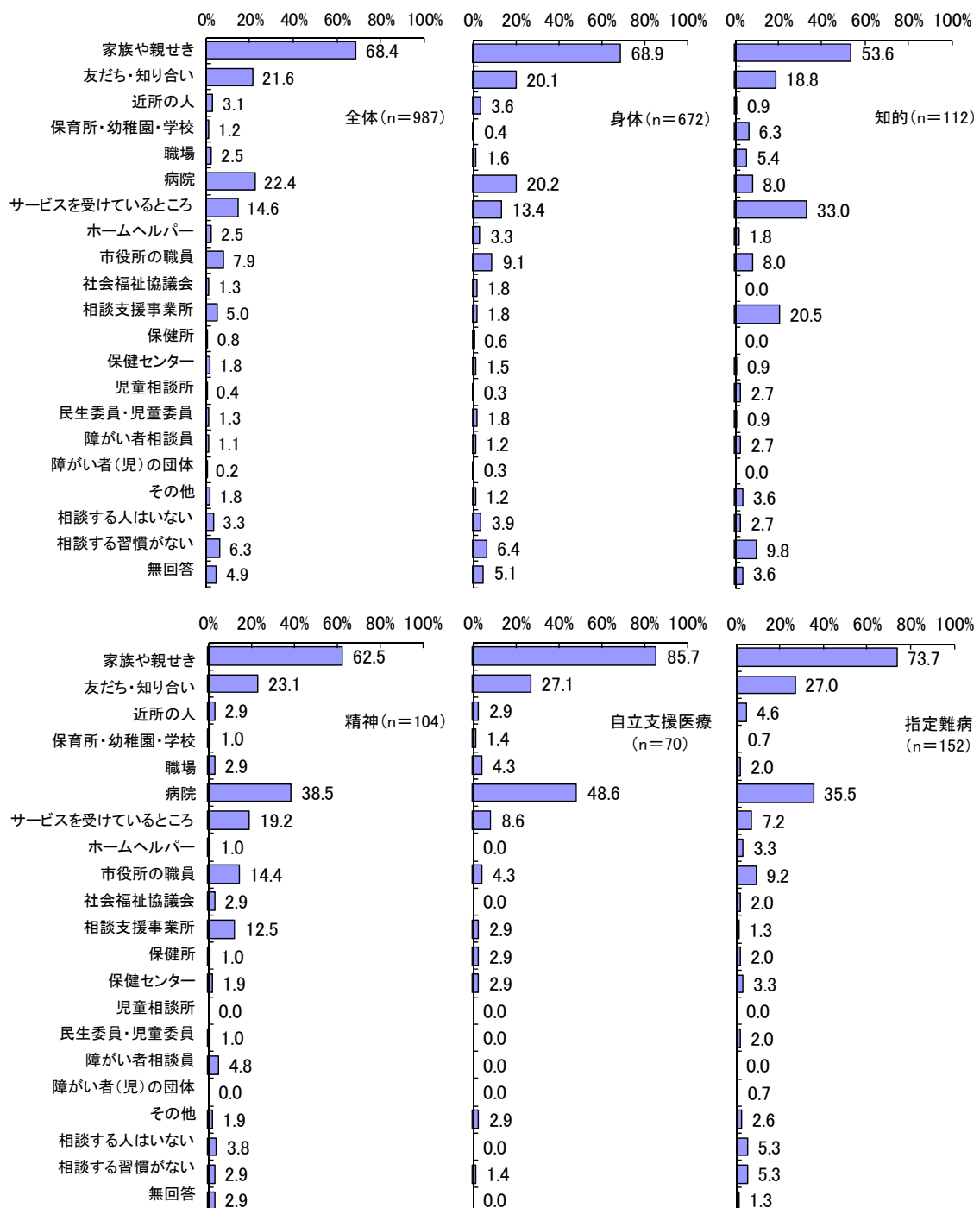
○平成26年度調査と比べると、「障がいに合った仕事であること」「障がいに合った勤務条件であること」「障がいのある人に配慮した設備が整っていること」「通勤手段があること」も割合が上がっています。



## ②相談先・情報入手先について

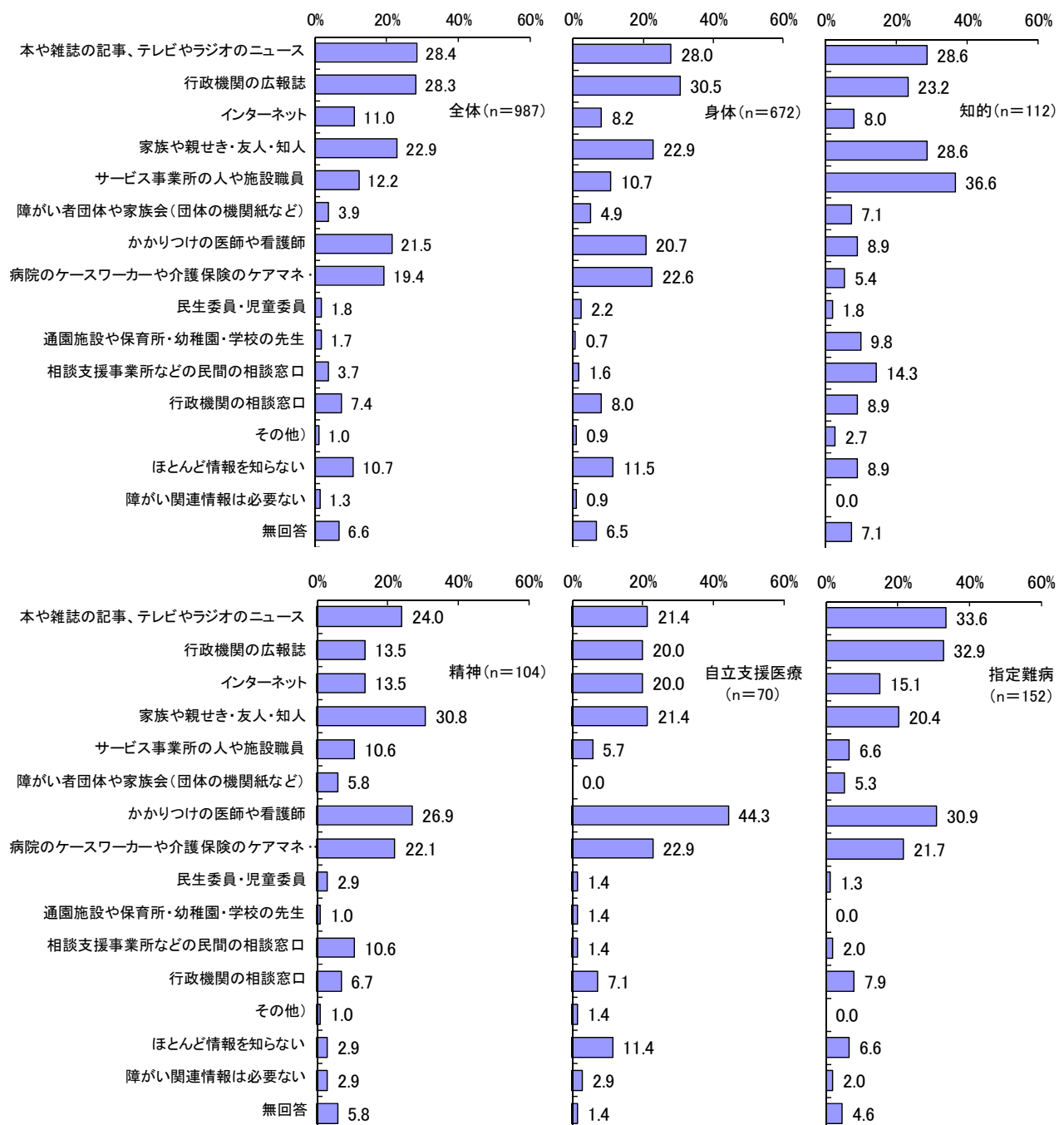
### ■悩みや困りごとの相談先【障がい者対象調査】

- 悩みや困りごとの相談先は、全体では「家族や親せき」が68.4%と圧倒的に高く、次いで「病院」が22.4%、「友だち・知り合い」が21.6%、「サービスを受けているところ」が14.6%と続いています。
- 障がい種別にみると、すべての障がいで「家族や親せき」が最も高くなっています。知的では「サービスを受けているところ」が33.0%と他の障がいに比べ高くなっています。また、身体、精神、自立支援医療、指定難病では「病院」が2番目に高く、特に自立支援医療では48.6%と5割近くになっています。
- 悩み事を相談するところとしては、前回と同じ傾向ですが、知的では「相談支援事業所」の割合が前回よりも15%ほど高くなっています。



## ■障がいや福祉サービスの情報入手先【障がい者対象調査】

- 障がいや福祉サービスの情報入手先は、全体では「本や雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 28.4%と最も高く、次いで「行政機関の広報誌」が 28.3%、「家族や親せき・友人・知人」が 22.9%、「かかりつけの医師や看護師」が 21.5%と続いています。
- 障がい種別にみると、身体では「行政機関の広報誌」、知的では「サービス事業所の人や施設職員」、精神では「家族や親せき・友人・知人」、自立支援医療では「かかりつけの医師や看護師」、指定難病では「本や雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も高くなっています。
- 平成 26 年度調査と比べると、全体では「本や雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が下がって、「行政機関の広報紙」、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」、「行政機関の相談窓口」の割合がやや高くなっています。知的と精神では、民間や行政の相談窓口で情報を取得する割合が前回よりも高くなっています。



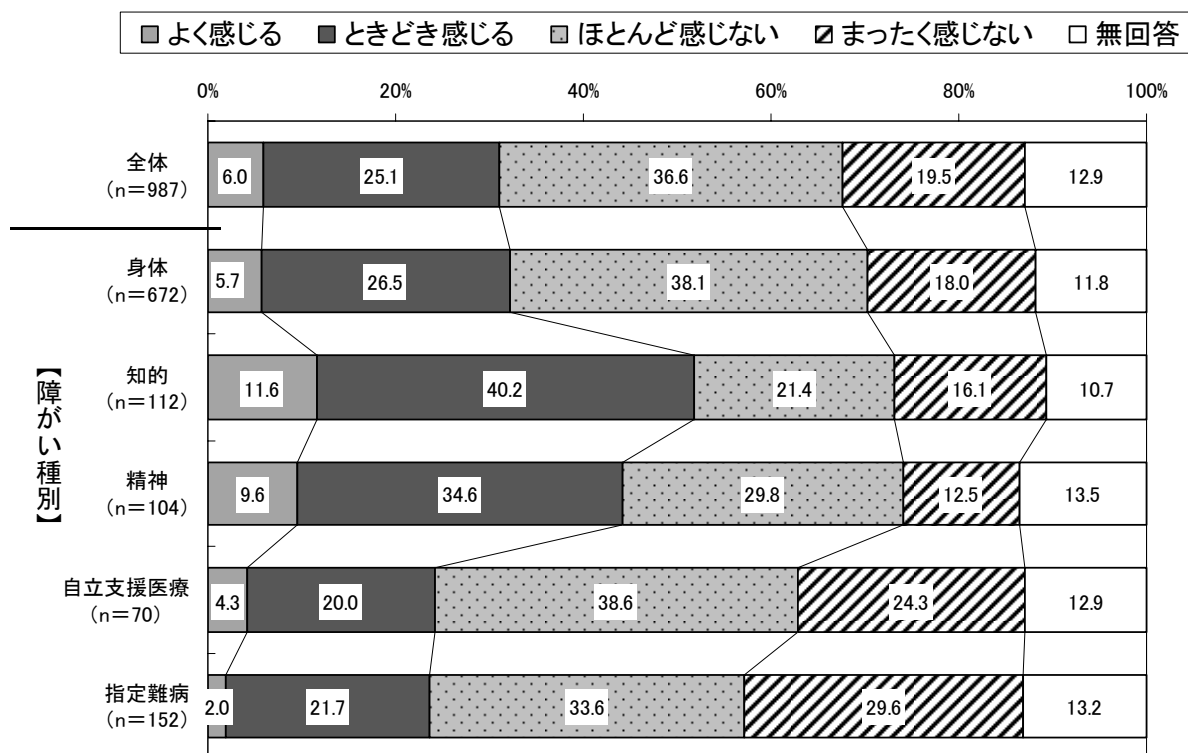
### ③障がい者への理解・配慮について

#### ■日常生活で差別や偏見を感じるか【障がい者対象調査】

○日常生活で差別や偏見を感じるかについて、全体では「よく感じる」が6.0%、「ときどき感じる」が25.1%で、二つを合わせた『感じる』は31.1%となっています。反対に「ほとんど感じない」36.6%と「まったく感じない」19.5%を合わせた『感じない』は56.1%となっています。

○障がい種別にみると、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる』は、知的で51.8%と最も高く、精神では44.2%、身体では32.2%となっています。

○前回調査と比べると、差別や偏見を「よく感じる」割合は全体的に約3ポイント程度下がっていますが、その他の傾向としては、あまり変わっていません。

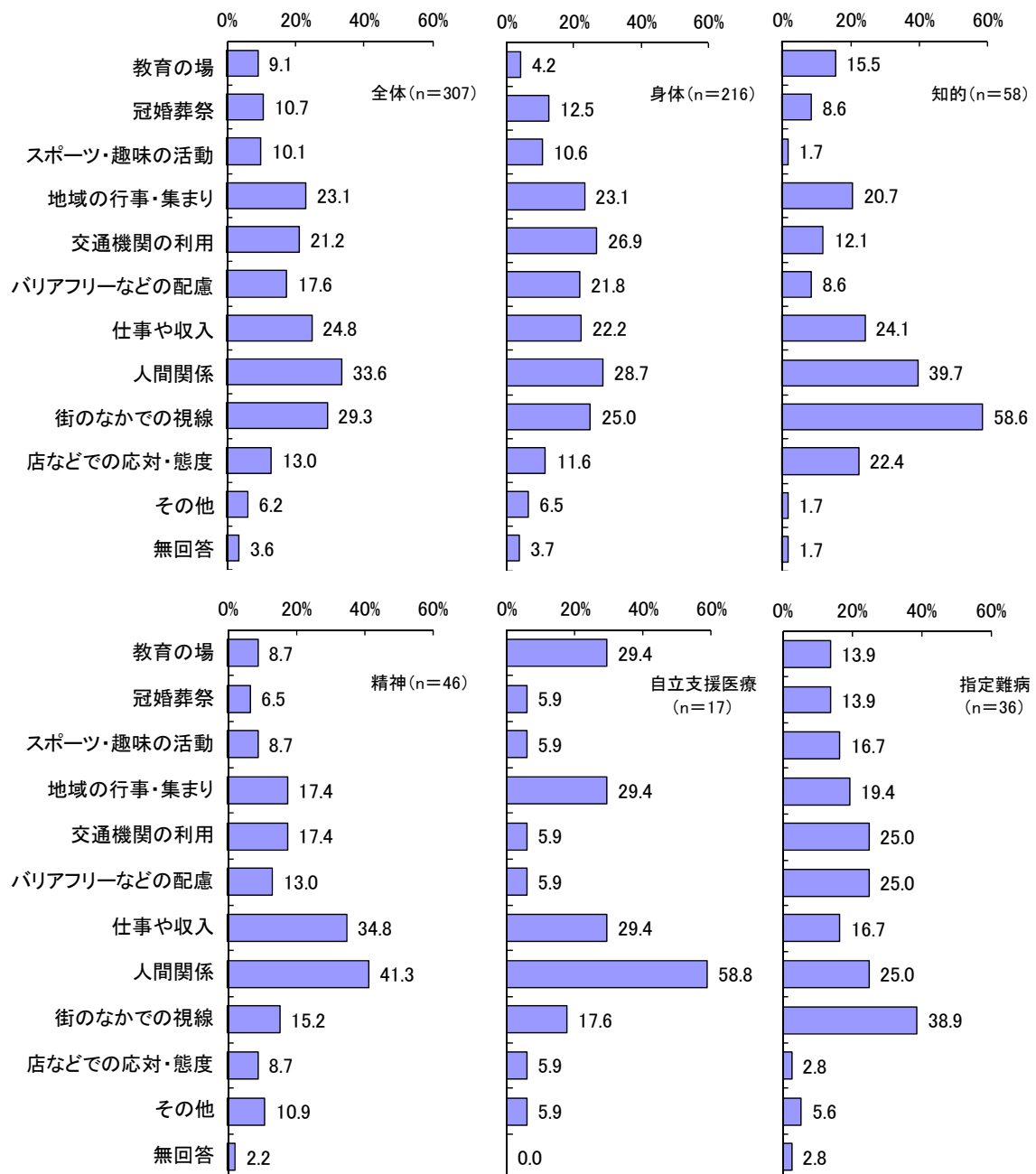


## ■差別や偏見を感じる場面・場所【障がい者対象調査】

○日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を『感じる』と回答した 307 人が、どのようなときに差別や偏見を感じるかについて、全体では「人間関係」が 33.6%と最も高く、次いで「街なかでの視線」が 29.3%、「仕事や収入」が 24.8%「地域の行事・集まり」が 23.1%、「交通機関の利用」が 21.2%と続いています。

○障がい種別にみると、知的では「街なかでの視線」と「人間関係」が高く、また「店などでの対応」が他の障がいに比べ高くなっています。精神では「人間関係」と「仕事や収入」が高くなっています。

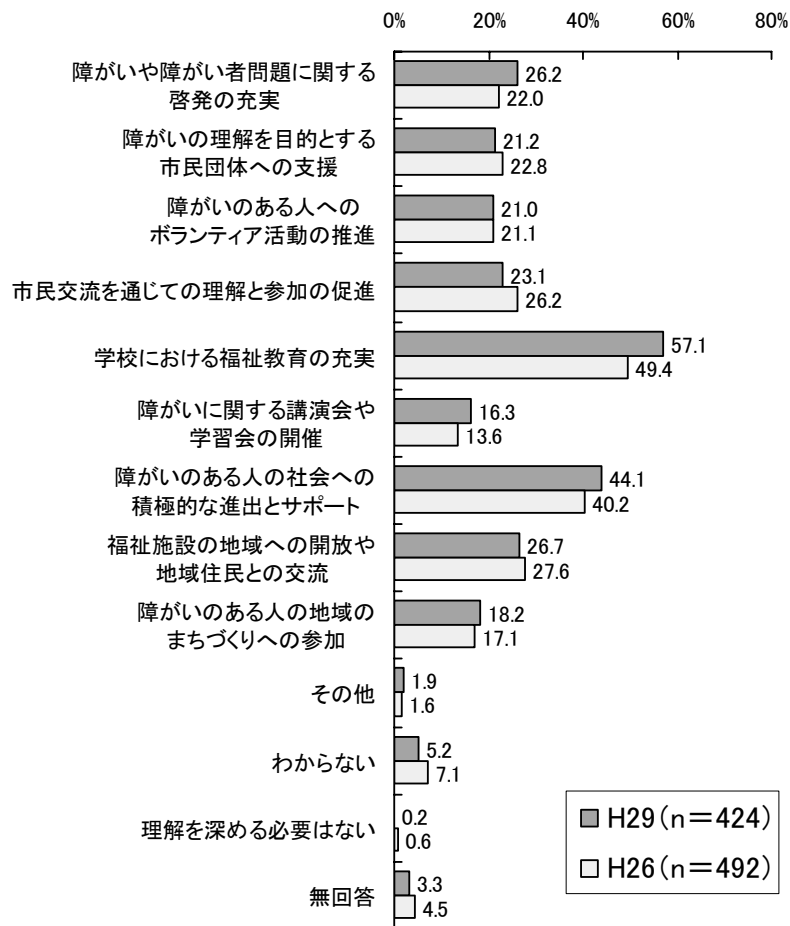
○前回と比べると、全体的な傾向はあまり変わっていませんが、「バリアフリー\*などの配慮」の割合がいずれの障がいで、前回より高くなっています。



「※」用語集に用語説明記載有

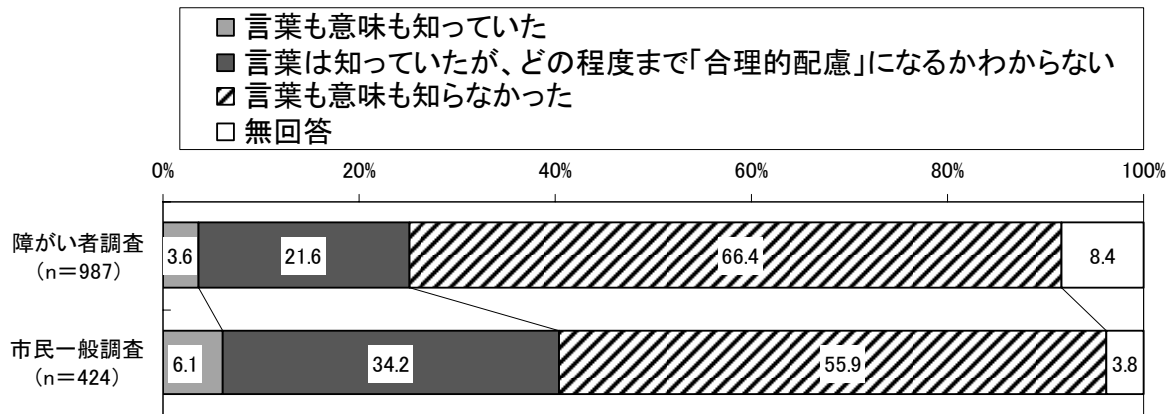
## ■障がい者への市民の理解を深めるために必要なこと【市民一般対象調査】

- 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことは、「学校における福祉教育の充実」が57.1%と最も高く、次いで「障がいのある人の社会への積極的な進出とサポート」が44.1%、「福祉施設の地域への開放や地域住民との交流」が26.7%、「障がいや障がい者問題に関する啓発の充実」が26.2%と続いています。
- 前回調査と傾向はあまり変わりませんが、「学校における福祉教育の充実」は約8ポイント高くなっています。



## ■合理的配慮の認知度【障がい者対象調査・市民一般対象調査】

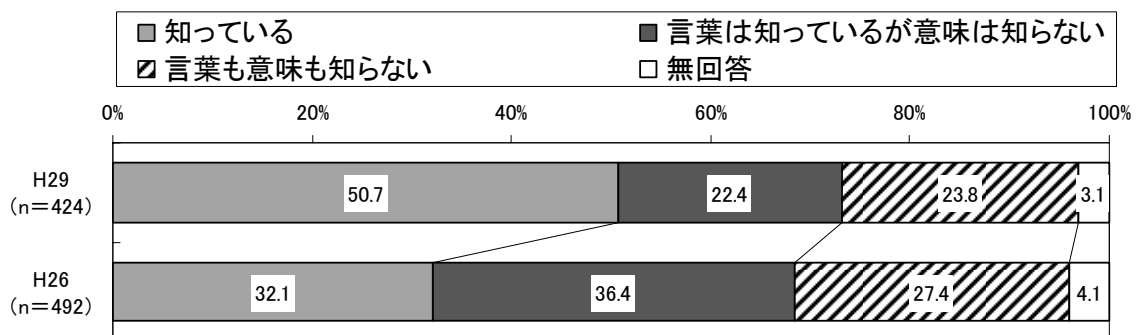
○合理的配慮\*の認知度について、「言葉も意味も知らなかった」は障がい者対象の調査で3.6%、市民一般対象では6.1%、「言葉は知っていたが、どの程度まで「合理的配慮」になるかわからない」は障がい者対象で21.6%、市民一般対象で34.2%と、合理的配慮に関する認知状況は、障がい者よりも市民一般が上回っています。



## ■共生社会の認知度【市民一般対象調査】

○「共生社会」の認知度は、「知っている」が50.7%と約半数を占め、「言葉は知っているが意味は知らない」が22.4%、「言葉も意味も知らない」が23.8%となっています。

○前回調査と比べると、「知っている」割合が18ポイント以上大きく上昇しており、「共生社会」という考え方が浸透し始めていることがうかがえます。



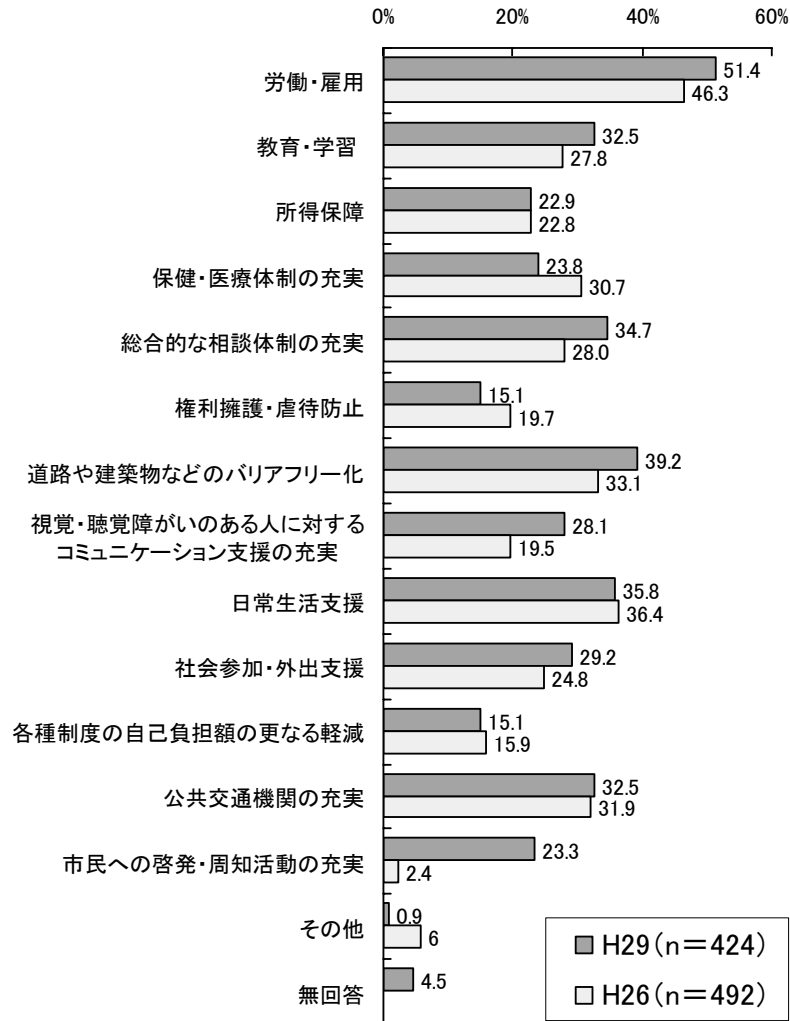
「※」用語集に用語説明記載有



## ■障がい者が暮らしやすいまちになるために必要な取り組み【市民一般対象調査】

○さくら市が障がい者にとって暮らしやすいまちになるための重点的な取り組みは、「労働・雇用」が51.4%と最も高く、次いで「道路や建築物などのバリアフリー化」が39.2%、「日常生活支援」が35.8%、「総合的な相談体制の充実」が34.7%、「教育・学習」と「公共交通機関の充実」が32.5%と続いています。

○前回と比べると、「コミュニケーション支援の充実」が8.6ポイント高くなっています。



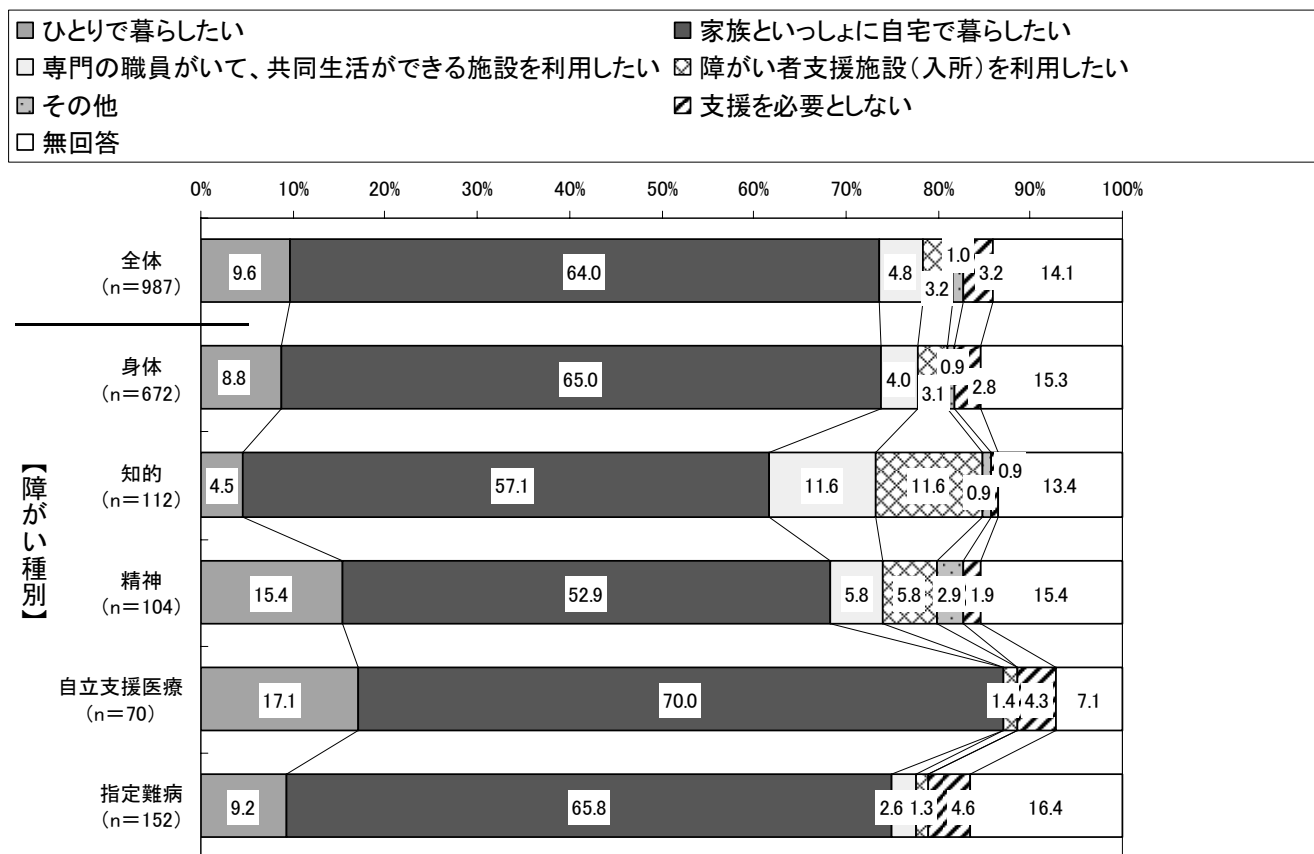
#### ④障がい者（児）支援について

##### ■今後の生活希望について【障がい者対象調査】

○今後の生活希望については、全体では「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が64.0%と圧倒的に高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が9.6%、「専門の職員がいて、共同生活ができる施設を利用したい」が4.8%、「障がい者支援施設（入所）を利用したい」と「支援を必要としない」が3.2%と続いています。

○障がい種別にみると、どの障がいで「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。知的では「専門の職員がいて、共同生活ができる施設を利用したい」と「障がい者支援施設（入所）を利用したい」がともに11.6%と他の障がいに比べ高くなっており、精神と自立支援医療では「ひとりで暮らしたい」が15.4%、17.1%と他の障がいに比べ高くなっています。

○前回と比べると、知的と精神で「家族といっしょに自宅で暮らしたい」の割合が上がっており、反対に「ひとりで暮らしたい」の割合が大きく下がっています。

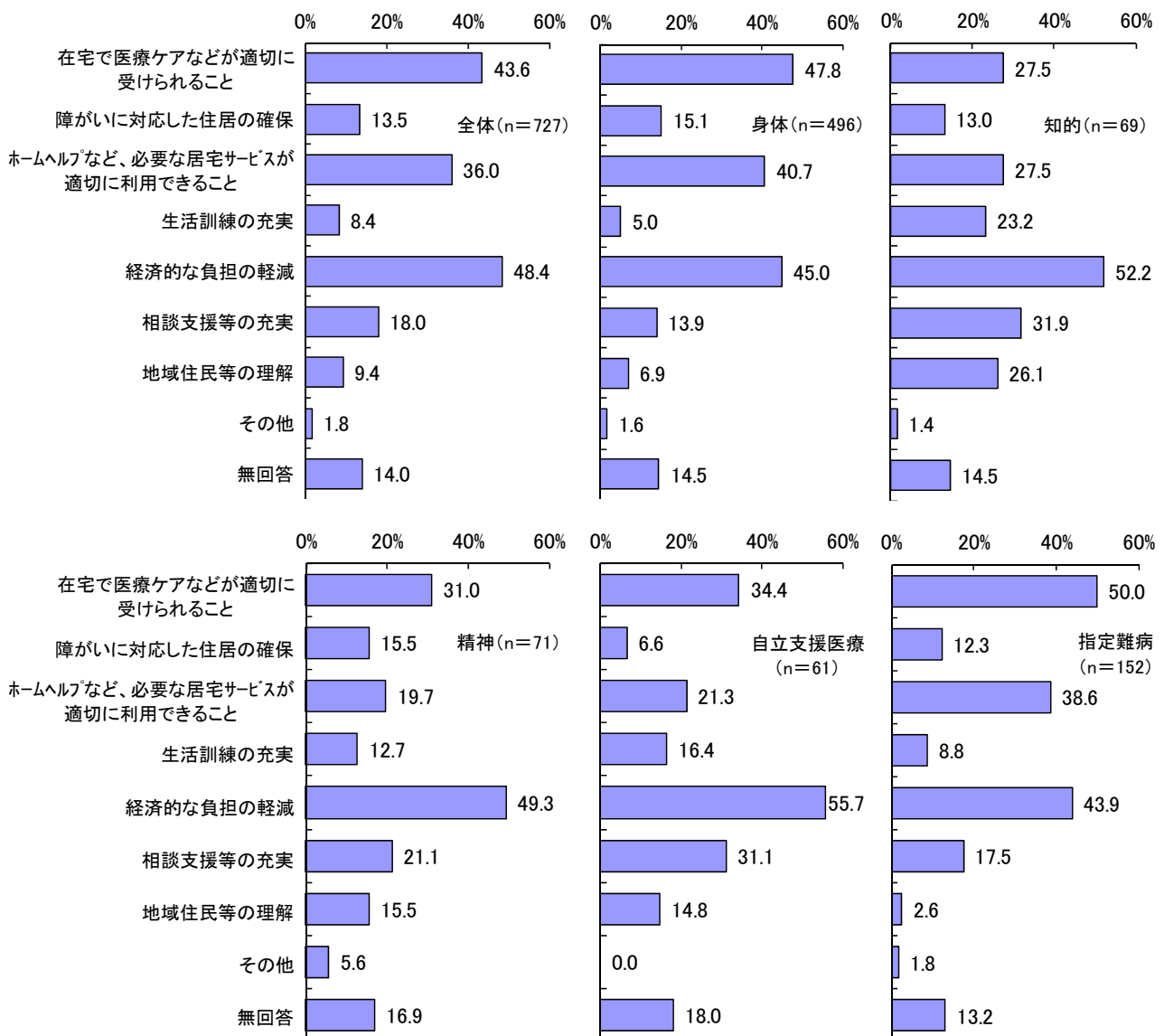


## ■在宅で暮らす際に必要な支援【障がい者対象調査】

○在宅で暮らす際に必要な支援は、全体では、「経済的な負担の軽減」が 48.4%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が 43.6%、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が 36.0%と続いています。

○障がい種別にみると、知的と自立支援医療では、「経済的な負担の軽減」が 50%以上となっており、また、「相談支援等の充実」がともに 30%以上と、他の障がいよりも高くなっています。

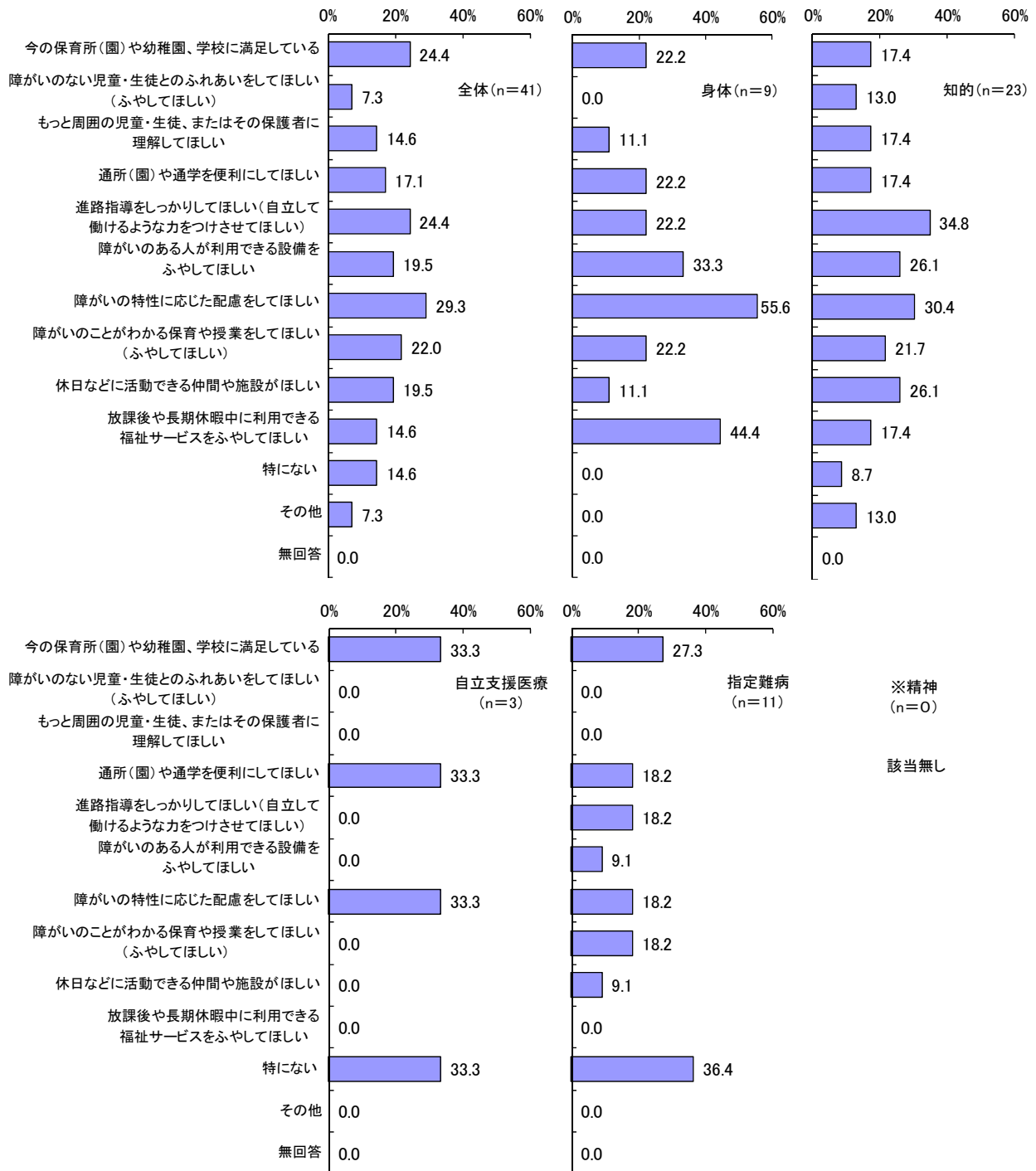
○前回と比べると、知的で「地域住民等の理解」が上がっており、精神では「経済的な負担の軽減」が大きく下がって、「障がいに対応した住居の確保」と「地域住民等の理解」が上がっています。



## ■保育や教育について今後必要なこと【障がい児（18歳未満）対象調査】

○18歳未満の障がい児に保育や教育について今後必要なことは、全体では「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」が29.3%と最も高く、次いで「今の保育所（園）や幼稚園、学校に満足している」と「進路指導をしっかりとってほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」がともに24.4%と続いています。

○障がい種別にみると、身体では「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」が55.6%、知的では「進路指導をしっかりとってほしい」が34.8%と最も高くなっています。



## (4) 調査結果のまとめ

### ①障がい者の就労について

障がい者が、地域のなかで社会の一員としての役割を担い、その構成員としての自信と誇りを持ち、生きがいを感じて生活するためには、自立した生活環境や安定的な経済基盤が求められます。そのためには障がい者への就労支援の充実や、企業による雇用、働きやすい環境の整備、一緒に働く人の障がいへの理解が不可欠になります。

アンケート結果においても、障がい者と市民一般の調査ともに、就労支援に必要なものとして、「障がいや病気の特徴に合った仕事」が高くなっており、次いで「職場の上司や同僚など周囲に障がいへの理解があること」が挙げられています。一方で市民一般の調査では、障がい者がもっと雇用されるべきだと思ふ割合がやや増加しているものの、障がい者が職場にいたら気にする割合が2割強と、平成26年度からやや上がっており、職場の障がい者に対する一層の理解が求められます。

自由記述意見では、次のような意見が挙げられています。

#### ◆就労に関する自由記述意見（抜粋、一部要約）

- 一般就労の為のハローワーク相談支援の充実が欲しい。
- 障がいを持った方、病気の方が働きやすい環境へと整えて行って頂きたいです。例えば短時間勤務や勤務日数の配慮をして頂き社会保険にも入れるようにして頂きたい。
- 障がい者の程度に合わせ企業への積極的アプローチ、障がい者に合った職場を見つける努力を願います。
- 障がい者の雇用に関しては、いわゆる1%枠がありますが、少なくとも私の知る限り周辺では聴覚や足などの「扱いやすそう」な人々で埋まっており、視覚や知的など本当に仕事が探しにくい人々はその恩恵を受けられていない印象です。形式的にはこれに取り組んでいる事業所も多いですが、今後行政はそういった質的な面の対策に取り組んで欲しいです。

○障がい者対象調査      ●市民一般対象調査

## ②相談先・情報入手先について

平成 27 年 2 月に策定された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律\*（以下、「障害者差別解消法」という）に基づく基本方針において、「障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティ\*の向上等」が挙げられており、障がい者が、その障がい特性にかかわらず可能な限り情報にアクセスできるよう、情報の利用におけるバリアフリー化が求められています。

日常生活上での悩みや困りごとの相談先として、依然として「家族や親せき」が多くを占めています。知的では「サービスを受けているところ」と「相談支援事業所」が、精神では「病院」の割合が高くなっています。障がいや福祉サービスの情報入手先は、「本や雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が依然として高いものの、前回調査よりも下がっており、知的と精神では、「民間や行政の相談窓口」で情報を取得する割合が前回よりも高くなっています。

自由記述意見では、次のような意見が挙げられています。

### ◆相談・情報に関する自由記述意見（抜粋、一部要約）

- 色々なサービスの手続き等わかりやすく簡素化してほしい。再契約時の手続き等も何度も役所福祉課に行かないですむようにしてほしい（手続きをまとめて年一回くらいにしてほしい）。
- 補聴器は現状では両耳に使用しないと音声聞き取れません。是非両耳の補聴器の助成金をお願いしたいと思います。
- もう少しわかりやすく市民に接してほしいです。
- 受けられるサービスの情報がわからない。特に市役所からの案内もなく後に知り二重に足を運ぶことがあった。
- 何か福祉に対する市のメールによる配信サービスがあれば情報がひろいやすい。
- 障がい者サービスがどのようなものがあるかわからない。文字だけでなくイラスト（絵）等も加えてパンフレット等があるとわかりやすいと思う。ホームページや広報、回覧板などで知らせて欲しい。
- 障害者手帳の交付を受けた時に国や市等から受けられるサービスについて詳しい説明をしてほしかったです。
- 情報を得る手段がないので定期的に送ってほしい。
- いろいろな取り組みをして頂いているのだと思いますが私自身知らない事が多いです。知る努力をする必要性を感じます。

○障がい者対象調査

「※」用語集に用語説明記載有

### ③障がい者への理解・配慮について

障がいの有無にかかわらず地域のなかでお互いに支え合い、包み合う共生社会を作っていくためには、周囲の障がいに対する理解と障がいの特性に応じた配慮が必要となります。

日常生活上で、障がいのために差別や偏見を感じるのは「人間関係」が高くなっており、次いで「街なかの視線」が挙げられています。市民一般では障がい者への理解を深めるためには「学校における福祉教育の充実」が高く、早い段階からの障がい者に対する教育や啓発が求められています。一方で、「合理的配慮」の認知度は市民一般よりも障がい者の方が低く、障がい者自身も自らが必要な援助を把握し、適切な配慮を求めることが、相互理解の第一歩となります。

自由記述意見では、次のような意見が挙げられています。

#### ◆障がい者への理解に関する自由記述意見（抜粋、一部要約）

- 公園等で遊んでいると子供たち同士で自然に仲良くなります。息子も声をかけられますが、答えられないので相手がイラ立って小突いてきたりしたことがありました。小学校では国語や算数も大切ですが「同じ子供でも話せない子供もいる」ということを教育していただくとありがたいです。
- 中学校はいいのですが小学校の障がい者への理解が足りないと思います。
- 障がいへの理解が欲しい。
- 障がい者になってから友人が減った。偏見や差別を減らしたい。障がい者を理解してほしい。
- 身体障がい者に比べて精神障がい者への対応が悪いと思います。
- 障がいや福祉をもっと身近に感じるために教育の一つに取り入れ、常に障がい者が近くにいる環境を理解して欲しい。
- どんないい施策を提案しても、周りの人の障がいに対する理解がなければ、意味を成さないともし、理解を得るのは難しいと思います。どうして障がいがあるのか、またどう付き合うべきかを啓蒙することが大事。
- 協力したい気持ちはあるが、どうしたらいいかわからない。家族が協力しても周りの理解がないと大変だと思う反面、自分がその立場だったらと思うと心苦しくなる。
- “さくら市が障がいのある方にとって暮らしやすくなる”ためにはさくら市民の障がいに関する知識や理解が不可欠だと思います。“知らない”事が多いので“自然に”障がいについて知る機会があればと思います。
- 知的・精神・身体と大きい部分で一つの障がいと言っても一つ一つの内容の理解がないと、社会的に理解が難しい。心と体と脳との区別があるからきっちり勉強しないと理解が難しい。
- 人権教育をしっかりと障がいのある人にも温かく受け入れられる土壌作りが必要である。
- 偏見や差別のない社会になるよう教育の場で子供の頃からもっと学んだり接したりできると良いと思います。
- 障がい者を障がい者と分類することが問題、障がいはその人の個性であり、一人の一般人と変わらないということを周囲の人たちが認識できるようにすることが重要。
- 精神障がいの場合は大変理解は難しいと思います。障がいと一言にいっても多様さがある事を知ることがまず必要と思います。

○障がい者対象調査

●市民一般対象調査

#### ④障がい者（児）支援について

障がい者や障がい児が、その家族や支援者とともに地域なかで、健康で安心した生活を送るためには、福祉サービス等の障がい者（児）支援の充実が必要となります。

障がい者からは「家族といっしょに自宅で暮らしたい」という声が多くなっており、そのために「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」や「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が挙げられています。また障がい児の保育や教育では、「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」や「進路指導をしっかりしてほしい」が高くなっています。

自由記述意見では、次のような意見が挙げられています。

#### ◆障がい者（児）支援に関する自由記述意見（抜粋、一部要約）

- 現在は通所施設での制限付きでの利用・グループホーム・短期入所の受け入れ先が見つからず利用出来ていません。在宅介護が困難になった時に障がい者の利用の選択が可能になり利用出来るサービスが受けられるようお願いします。
- ホームヘルプみたいなものが必要。
- 障がいに応じて支援相談の充実性。
- 福祉と医療に関わる各職種間の連携を強化して障がい者、高齢者が可能な限り在宅で過ごせるよう体制や制度を整えてほしい。横のつながりを重視することが大切ではないでしょうか。
- 身体の状態に応じたサービスや施設の利用をもっと簡単にできるようになるといい。
- 今は良いサービスがありますので安心して生活が出来ると思っています。
- 福祉に関する相談を受けたら真剣に耳を傾け解決になるように努力してほしい。
- 緊急な場合に利用できる（一時的に）施設までとは言いませんが預かって頂ける場所があると便利（デイサービス利用しているがショートステイは無理なため）。
- ショートステイの充実と医療系の知識を適切に実施できる技量の向上。
- 視覚障がいがある知人がボランティアの数が少なく、外出サポートがもう少しあったらとの声を聴く。
- 障がいのある方の家族はすでに大きな負担感、不安を抱えているので住んでいる地域の人達が支えてあげられるといいと思います。
- 障がい者としてひとくくりせず、ひとりひとりに適切な対応してくだされたらと思います。
- 障がいのある人もひきこもっていると必要とされないと思ってしまうので周りの人も声をかけて誰かに必要とされていると自信をつけてほしい。
- 障がい者がいる家族を支援する方法はないのでしょうか？ 本人は家が一番良いのに家族の都合で施設へ行くことになる。又は本人が前向きになる、やる気のでる方法はないのでしょうか。
- 社会に出ることの不安を強く感じる方やそのご家族にとっては社会参加前提の意見は負担になるのではと思います。ご本人、ご家族の希望に沿えるよう多様なプランが必要かと思えます。
- 行政のみで出来ることは限界があると思いますので、専門的なノウハウのある方との連携が必要だと思います。
- 困った時、相談できる障がい支援相談所があれば良いと思う。

○障がい者対象調査

●市民一般対象調査



### 3 成果目標の達成状況

本市の第4期障がい福祉計画における成果目標とその達成状況は以下の通りになります。  
注) 平成29年度における実績値(見込み)は、平成29年7月末時点での見込値です。

#### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

##### ■内容

さくら市の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活移行者の増加について、国の指針である平成25年度末時点の施設入所者の12%以上にあたる7人の<u>地域生活への移行*</u>を目指します。</li> <li>○施設入所者について、国の指針である平成25年度末時点から4%以上の削減にあたる、3人の施設入所者数削減を目指します。</li> </ul>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

##### ■成果目標と実績

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者(A)	52人	平成25年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	7人 13%	(A)のうち、平成29年度末までに地域生活に移行する人の目標
平成29年度末時点の施設入所者(B)	49人	平成29年度末の施設入所者数見込み
【目標】施設入所者の削減	3人 6%	差引減少見込み数(A) - (B)
【実績】平成29年7月末の施設入所者数	56人	平成29年7月末時点の施設入所者数

施設入所者数の減少を見込みましたが、平成28年度末時点の施設入所者数は57人でした。また、平成29年7月末時点でも56人となっており、目標を達成していません。

#### (2) 地域生活支援拠点等の検討

##### ■内容

さくら市の指針	○栃木県の状況を把握し、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成29年度末までに整備するため、近隣市町と協議をしていきます。
---------	-------------------------------------------------------------------------

地域生活支援拠点等の整備については、さくら市単独で整備することが困難なため、近隣市町と協議して、圏域に1つ整備することを検討しています。

「※」用語集に用語説明記載有

### (3) 福祉施設から一般就労への移行促進

#### ■内容

さくら市の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉施設から一般就労への移行について、国の指針である平成 24 年度の実績の 2 倍にあたる 2 人を目指します。</li> <li>○就労移行支援事業の利用者数について、国の指針である平成 25 年度末の利用者数の 6 割以上増加にあたる 10 人を目指します。</li> <li>○就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所について、国の指針である 1 か所以上を目指します。</li> </ul>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ■成果目標と実績

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者	1 人	平成 25 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数	2 人 2 倍	平成 29 年度中の就労支援事業等を通じた一般就労への移行者数
【実績】平成 29 年度中の一般就労への移行者数	1 人	
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	6 人	平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者の増加	10 人 6 割	平成 29 年度末時点の、就労移行支援事業の利用者数
【実績】平成 29 年 7 月末の就労移行支援事業の利用者数	10 人	
【目標】就労移行率の 3 割以上の事業所	1 か所	平成 29 年度における、就労移行率が 3 割の事業所数
【実績】平成 29 年度における就労移行率の 3 割以上の事業所	1 か所	

福祉施設から一般就労へ移行した人数は、平成 29 年 7 月末現在で 1 人と、目標を達成していません。

就労移行支援事業の利用者数は、平成 29 年 7 月末で 10 人と、目標を達成しています。

就労移行率の 3 割以上の事業所数は 1 か所と、利用者数、事業所数ともに目標を達成しています。

## 4 障害福祉サービス等の提供状況

注) 平成 29 年度における実績値（見込み）は、平成 29 年 7 月末時点での見込値です。

### (1) 訪問系サービス

#### ■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者や精神障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出をする際に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

訪問系サービスの利用実績をみると、いずれの年度も実績値が計画値を上回っており、特に平成 29 年には、月の利用人数が大きく増える見込みとなっています。

#### ■訪問系サービスの利用実績

サービス名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間／月	200	252	230	252	250	306
	人／月	13	15	15	16	16	22

## (2) 日中活動系サービス

### ■内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間に障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等への就職が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合等に、施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか必要な介護等を行います。

日中活動系サービスの利用実績をみると、「生活介護」、「自立訓練（生活支援）」、「就労移行支援」において、平成29年の実績値（見込み）は大きく下回っています。それ以外のサービスではいずれも平成29年の実績値（見込み）は計画値を上回っています。

### ■訪問系サービスの利用実績

サービス名		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
生活介護	人日/月	1,760	1,792	1,840	1,827	1,920	1,753
	人/月	88	91	92	92	96	87
自立訓練（機能訓練）	人日/月	21	24	21	39	21	33
	人/月	1	2	1	2	1	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	42	22	63	54	84	45
	人/月	2	1	3	3	4	2
就労移行支援	人日/月	204	191	238	196	272	99
	人/月	12	10	14	11	16	10
就労継続支援（A型）	人日/月	315	370	336	343	357	368
	人/月	15	18	16	17	17	18
就労継続支援（B型）	人日/月	882	1,064	900	1,129	918	1,266
	人/月	49	59	50	62	51	68
療養介護	人/月	1	1	1	1	1	1
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	170	170	175	153	180	189
	人/月	14	14	15	13	16	15

### (3) 居住系サービス

#### ■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

居住系サービスの利用実績をみると、「共同生活援助（グループホーム）」の利用者に変動はなく、計画を下回っています。「施設入所支援」は計画とは反対に増加傾向にあります。

#### ■訪問系サービスの利用実績

サービス名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	27	27	28	27	30	27
施設入所支援	人/月	51	58	50	58	49	56

## (4) 相談支援

### ■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容のモニタリング（見直し）やサービス事業所等との連絡調整を行います。
地域相談支援	障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるようにするとともに、入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

相談支援の利用実績をみると、「計画相談支援」実績値は計画値を下回っています。「地域相談支援」の実績はなしとなっています。

### ■相談支援の利用実績

サービス名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
計画相談支援	人／月	31	21	33	25	35	29
地域移行支援	人／月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人／月	0	0	1	0	1	0

## (5) 地域生活支援事業（必須事業）

### ①理解促進研修・啓発事業

#### ■内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

理解促進研修・啓発事業の実績をみると、平成27年度は障がい児を受け入れている普通学級のドキュメント映画を生涯学習課と共同上映しました。平成28年度は啓発パンフレットを、平成29年3月にはヘルプカードを作成しました。

#### ■理解促進研修・啓発事業の実績

事業名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	○	○	○	○	○	○

### ②自発活動支援事業

#### ■内容

事業名	内容
自発活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート <sup>※</sup> 、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

自発活動支援事業の実績をみると、計画当時は2団体ほどの候補がありましたが、どちらもまだ事業化していません。

#### ■自発活動支援事業の実績

事業名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自発活動支援事業	—	—	○	—	○	—

「※」用語集に用語説明記載有

### ③相談支援事業

#### ■内容

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や <u>成年後見制度</u> *利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等の相談支援機能を強化するため、相談支援機関に社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、 <u>相談支援専門員</u> *等の障がい者の相談や支援を行う専門職員を配置します。

相談支援事業について、基幹相談支援センターの設置は、広域での設置を含めて検討中です。

#### ■相談支援事業の実績

事業名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
障害者相談支援事業所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	—	—	—	—	○	—
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	—	—	—	—	—

### ④成年後見制度利用支援事業

#### ■内容

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用しようとする障がい者に、成年後見制度の利用において必要となる経費のすべてまたは一部について、補助を行います。

#### ■成年後見制度利用支援事業の実績

事業名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
成年後見制度利用支援事業利用件数	1	0	1	0	1	0

「※」用語集に用語説明記載有



## ⑤成年後見制度法人後見支援事業

### ■内容

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

成年後見制度法人後見支援事業については、関係機関と協議を行っています。

### ■成年後見制度法人後見支援事業の実績

事業名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自発活動支援事業	—	—	○	—	○	—

## ⑥意思疎通支援事業※

### ■内容

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声、言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声、言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声、言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口に設置します。

意思疎通支援事業について、手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業の両事業とも、事業所は1か所となっています。手話通訳者の利用者は年々減少しています。

### ■意思疎通支援事業の利用実績

事業名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
手話通訳者派遣事業	事業者数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	5	11	6	7	7	4
要約筆記者派遣事業	事業者数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	1	0	1	0	1	0

「※」用語集に用語説明記載有

## ⑦日常生活用具給付等事業

### ■内容

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等に、自立生活支援用具等を給付または貸与し、日常生活上の便宜を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

日常生活用具給付等事業の利用実績をみると、「排泄管理支援用具」はいずれの年度でも計画値を大幅に上回っていますが、それ以外の用具の利用実績は全体的に計画を下回っています。

### ■日常生活用具給付等事業の利用実績

事業名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日常生活用具給付等事業	711	801	732	858	758	867
介護・訓練支援用具	1	3	1	0	2	0
自立生活支援用具	4	2	4	2	5	3
在宅療養等支援用具	4	3	4	2	5	1
情報・意思疎通支援用具	2	2	2	2	3	1
排泄管理支援用具	700	790	720	852	742	862
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	1	1	0	1	0

## ⑧手話奉仕員※養成研修事業

### ■内容

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、音声、言語機能に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

手話奉仕員養成研修事業の実績については、研修の受講者数はいずれの年度でも計画を上回っています。

### ■手話奉仕員養成研修事業の実績

事業名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	10	18	10	23	10	11

## ⑨移動支援事業

### ■内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、地域での自立した生活や社会参加を促進するため、外出の支援を行います。

移動支援事業の利用実績については、利用者はいずれの年度でも計画値を下回っていますが、利用時間は年々増加しており、平成 28 年度からは計画値を上回っています。

### ■移動支援事業の利用実績

事業名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
移動支援事業	人／年	20	12	21	9	21	15
	時間／年	490	370	500	516	510	526

「※」用語集に用語説明記載有

## ⑩地域活動支援センター機能強化事業

### ■内容

事業名	内容
地域活動支援センター	障がい者等に、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

地域活動支援センター機能強化事業については、地域活動支援センターの機能強化に必要である基幹相談支援センターについて、広域での設置を含めて検討中となっています。

### ■地域活動支援センター機能強化事業の実績

事業名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
地域活動支援センター	か所	0	0	0	0	1	0
	人／年	0	0	0	0	10	0

## (6) 地域生活支援事業（任意事業）

### ①福祉ホームの運営

#### ■内容

事業名	内容
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者等が、低額な料金で居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。

福祉ホーム事業の実績をみると、現在市内の福祉ホームは1か所であり、定員は9名となっています。1名はさくら市外の方であり、満員状態で数字は横ばいになっています。

#### ■福祉ホーム事業の実績

事業名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
福祉ホーム事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	人／月	8	8	8	8	8	8

### ②日中一時支援事業

#### ■内容

事業名	内容
日中一時支援事業	日中活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、支援します。

日中一時支援事業の利用実績をみると、計画値とは反対に、年度ごとに利用実績が減少している傾向にあります。

#### ■日中一時支援事業の利用実績

事業名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日中一時支援事業	人／月	30	31	31	28	32	27

## (7) 障がい児への支援

これまで児童福祉法と障害者自立支援法に混在し、障がい種別ごとに分かれていた施設や事業の体系が、平成24年4月より児童福祉法に根拠法定が一本化され、体系も再編されました。

障害者自立支援法において提供されていた「児童デイサービス」は、児童福祉法において提供される、未就学児を対象とした「児童発達支援」と、就学児を対象とした「放課後等デイサービス」に移行しました。

### ■内容

サービス名		内容
障害児通所支援	児童発達支援	就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練や医療的ケアが必要な就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
	放課後等デイサービス	学教教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施するとともに、障がい児の放課後等の居場所づくりを行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児（利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援		上記の障がい児通所支援のサービスいずれかを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画※を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

障害児通所支援及び障害児相談支援の利用実績をみると、すべてのサービスにおいて実績値が計画値を上回っています。特に「放課後等デイサービス」は、平成28年度に市内2事業所の開所があり、実績値が大幅に増加しています。

### ■障害児通所支援及び障害児相談支援の利用実績

サービス名			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
障害児通所支援	児童発達支援	人日/月	83	99	92	108	100	117
		人/月	12	18	13	22	13	24
障害児通所支援	医療型児童発達支援	人日/月	2	7	3	9	3	17
		人/月	1	1	1	1	1	2
障害児通所支援	放課後等デイサービス	人日/月	33	50	40	321	53	456
		人/月	3	7	4	26	7	38
障害児通所支援	保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援		人/月	3	5	4	7	5	12

「※」用語集に用語説明記載有

## 第3章 計画の基本方向

### 1 基本理念

障がい者の権利が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域や家庭とともに安心して生活できる社会を築くためには、何よりもまず、障がい者に対する差別や偏見が解消されなければなりません。そのためにはすべての市民が障がいや障がい者、障がい者を取り巻く環境に対し正しい知識を持って理解し、配慮を行うことが求められています。

第5期の計画では、前期計画の基本理念である、ライフステージ<sup>\*</sup>のすべての段階で「人間らしく生きる権利」の回復を目指す「リハビリテーション」の理念と、「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、活動する社会」を目指すノーマライゼーションの理念に加え、平成28年度に策定された「さくら市障がい者福祉計画」に合わせ、「すべての人々が健康で文化的な生活を実現できるよう、社会の構成員として包み支え合う」という「ソーシャルインクルージョン」の理念に基づき、障がいのあるひとが、障がいのない人と同じく自立した生活を送り、地域社会を構成する一員としてともに助け合い支え合う社会を目指します。

### 2 基本目標

#### 『互いを思いやる ひとにやさしい 地域とともに暮らせる 健康福祉のまちづくり』

障がいのある人もない人も、地域社会のなかで支え合い、包み合う共生社会を実現するためには、互いの状況を思いやり、対等な立場でともに暮らしていくことが求められています。そのためには、障がいのない人が自然と受けている社会的恩恵を『合理的配慮』により享受できるよう、社会環境を整備し、ひとにやさしい地域社会を作る必要があります。

また、障がいのある人が生きがいを持って暮らして行くには、健康で安定した生活基盤が不可欠となります。

このように、障がいのある人もない人も、生涯を通じ住み慣れた地域で、健康で安心した生活を送り、自らの意思に基づいて積極的な社会参加ができるよう、基本目標を設定しました。

「※」用語集に用語説明記載有

### 3 基本方針

---

基本理念に基づき、基本目標を実現するため、次の基本指針により取り組みを進めます。

#### (1) 就業による自立を支援する雇用の促進

障がい者が生きがいを感じながら自立した生活を送るためには、働いて収入を得て、経済的に安定した環境をつくり、地域社会の一員としての役割を確立することが必要です。

そのためには、就労支援をはじめとするサービスを充実させ、一人ひとりの能力や適正、本人の希望に応じて、「働きたい」という意欲を引き出すよう、障害福祉サービスの提供事業者をはじめ民間企業や関係機関との連携を図り、様々な就労支援充実のための支援体制構築に努めます。

#### (2) 情報の提供と相談の充実

障がい者が各種の障害福祉サービスを適切に利用できるようにするために、市の広報紙やホームページへの掲載、市の相談窓口による情報提供や関係機関の協力等により、制度やサービスに関する周知啓発や積極的な情報提供に努めます。

また、相談支援事業所と連携し、一人ひとりのニーズの応じたサービスを提供するための相談支援体制の強化に努めるとともに、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成を促進し、障がい者のサービス利用を支援します。

#### (3) 安心した日常生活を送るための啓発活動の充実

障がい者が社会のなかで、障がいを理由に差別や偏見を受けず安心して日常生活を送ることができるように、障がいに対する教育や啓発、人権擁護の推進、発達障がい\*や難病に関する理解の促進に努めるとともに、障害者差別解消法により求められる「合理的配慮の提供」への市民の理解を深め、社会に存在するバリアを取り除き、障がい者が暮らしやすい環境づくりを推進し、加えて、成年後見制度の利用や障害者虐待防止法の適正な運用により、障がい者の権利擁護に努めます。

また、平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックや平成 34 年に国体と併せて栃木県で開催予定の全国障害者スポーツ大会を契機に、障がい者へのスポーツ参加の呼びかけや、障がい者スポーツへの支援に関する啓発を進めていきます。

#### (4) 障がい者・障がい児に対する福祉サービスの充実

障がい者やその家族が、住み慣れた地域でこれからも生活を継続して行くために、サービス提供事業者と提携し、在宅での日常生活を支援するサービスや生活の場の確保への支援等、障がい者の多様なニーズに応じた福祉サービスの充実に努めます。

また、障がい児の健やかな育成のため、障がい児支援の提供体制の整備等に努めます。

「※」用語集に用語説明記載有



## 第4章 第5期障がい福祉計画

### 1 成果目標

本計画では、障がい者の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成32年度を最終目標年度として設定しています。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行促進（継続）

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を、平成32年度末までに地域生活へ移行する。</li> <li>○平成32年度末時点での施設入所者を、平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減する。</li> </ul>
さくら市の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活移行者数の増加については、平成32年度末までに、国の指針である平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上にあたる6人（10.5%）の移行を目指します。</li> <li>○施設入所者数については、国の指針である平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上にあたる2人（3.5%）の削減を目指します。</li> </ul>

#### ■成果目標

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者（A）	57人	平成28年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	6人 10.5%	（A）のうち、平成32年度末までに地域生活に移行する人の目標
平成32年度末時点の施設入所者（B）	55人	平成32年度末の施設入所者数見込み
【目標】施設入所者の削減	2人 3.5%	差引減少見込み数（A）－（B）

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）

国の指針	○平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。また、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
さくら市の指針	○協議の場を設置し、平成32年度末までに、障がい福祉等に対応したケアシステムの構築を目指します。

### (3) 地域生活支援拠点等の検討（継続）

国の指針	○地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする。
さくら市の指針	○栃木県の状況を把握し、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、さくら市単独ではなく圏域として整備するため、近隣市町と協議を続けていきます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行促進（拡充）

国の指針	○平成 32 年度中に一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。 ○平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末から 2 割以上増加することを目指す。 ○就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。 ○各年度における就労定着支援 <sup>※</sup> による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。
さくら市の指針	○福祉施設から一般就労への移行については、国の指針により平成 28 年度の実績である 2 人の 1.5 倍にあたる 3 人を目指します。 ○就労移行支援事業の利用者数については、国の指針により平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加にあたる 11 人を目指します。 ○就労移行支援事業所のうち、国の指針により就労移行率が 3 割以上の事業所は 1 か所以上を目指します。 ○各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを目指す。

#### ■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者	2 人	平成 28 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数	3 人 1.5 倍	平成 32 年度中の就労支援事業等を通じた一般就労への移行者数
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	9 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者数	11 人 2 割	平成 32 年度末時点の、就労移行支援事業の利用者数
平成 29 年度の就労移行支援事業所数	1 か所	平成 29 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行率の 3 割以上の事業所	1 か所 10 割	平成 32 年度における、就労移行率が 3 割の事業所数
【目標】就労定着支援事業開始から 1 年後の職場定着率	80%	就労定着支援事業利用者の 1 年後の職場定着率

「※」用語集に用語説明記載有

## 2 活動指標

本計画における福祉サービスの目標を達成するための指標として活動指標を設定し、計画の進行状況を確認します。(太枠内が本計画における見込み量)

### (1) 障害福祉サービス

#### (ア) 訪問系サービス

##### ■見込み量の算出根拠

現在のサービス利用者数を基に、これまでの実績やニーズを踏まえて、利用者数及び量の見込みを算出します。

##### ■見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	194	200	210	220
	人/月	19	20	21	22
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
同行援護	時間/月	112	120	120	160
	人/月	3	3	3	4
行動援護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
合計	時間/月	306	320	330	380
	人/月	22	23	24	26

##### ■見込み量確保のための方策

サービスを実施する事業所の参入を促し、サービス提供基盤の確保やサービスの充実を図っていきます。

## (イ) 日中活動系サービス

### ■見込み量の算出根拠

現在のサービス利用者数や特別支援学校卒業者の今後の見通し等を基にし、一般就労へ移行する見込み数、地域活動支援センターの利用の見込み数を控除して、サービスの見込みを算出します。

自立訓練（生活訓練）は、2年間の訓練期間となっており、訓練期間を経過した利用者は生活介護や就労継続支援（B型）に移行することになります。

### ■見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日/月	1,753	1,760	1,780	1,800
	人/月	87	88	89	90
自立訓練（機能訓練）	人日/月	33	30	30	30
	人/月	2	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日/月	45	40	40	40
	人/月	2	2	2	2
宿泊型自立訓練	人日/月	60	30	30	30
	人/月	2	1	1	1
就労移行支援	人日/月	99	170	187	187
	人/月	10	10	11	11
就労継続支援（A型）	人日/月	368	360	380	400
	人/月	18	18	19	20
就労継続支援（B型）	人日/月	1,266	1,260	1,296	1,332
	人/月	68	70	72	74
就労定着支援	人日/月	0	10	10	10
	人/月	0	1	1	1
療養介護	人/月	1	1	1	1
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	189	180	180	180
	人/月	15	15	15	15

### ■見込み量確保のための方策

地域での生活を進めていくうえで「日中活動の場」が重要となることから、サービス利用希望者が地域で必要なサービスが利用を利用できるよう、ニーズ把握するとともに、サービス提供体制の整備に努めます。

特別支援学校の卒業生に対しては、特別支援学校や相談支援事業所、地域の関係機関との連携をさらに強化し、卒業生の進路の確保に努めます。

働くことを希望する障がい者に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保できるよう、相談支援事業所、就労支援事業所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就業面と生活面の一体的な支援を行います。また、アンケート結果を踏まえ、「障がいや病気特性に合った仕事」の開拓を進め、民間企業等への障がい者雇用の理解と協力を求め、障がい者の就労を図ります。

## (ウ) 居住系サービス

### ■見込み量の算出根拠

現在のサービス利用者数を基に、施設からグループホームへの移行者数や、施設やグループホームから地域での一人暮らしへの移行を希望する人数と実際の移行状況、各年度の特別支援学校の卒業者を基に、これまでの実績を考慮した利用者数からサービスの見込み量を算出します。

### ■見込み量

単位（人／月）

サービス名	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助 <sup>※</sup>	—	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	27	29	31	31
施設入所支援	56	56	55	55

### ■見込み量確保のための方策

施設入所支援の利用者は、ほぼ横ばいで推移しており、施設から地域への移行は依然として進んでいない状況にあります。

施設入所支援を必要な人が利用できるよう努めながら、事業者等と協議して福祉ホームやグループホーム等の援助を受けながら生活できる場の確保を図ります。

また、施設入所者が地域への移行を希望する際に、自立して生活できるよう事業者等と協議し、必要なサービス提供体制の整備に努めます。

「※」用語集に用語説明記載有

## (エ) 相談支援

### ■見込み量の算出根拠

#### 計画相談支援

現在の利用者の「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」の必要数を基に、新規利用者のニーズを見込んで算出します。

#### 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院中の障がい者の人数や地域生活への移行者数等を基に、利用者数の見込み量を算出します。

地域移行支援については、入所または入院前の居住地を有する市町村が実施主体となるため、入院または入所前の居住地の市町村が、対象者数及びサービス量を見込みます。

#### 地域定着支援

施設や病院から地域に移行した人や、単身や家族の状況等により支援を必要とする人の人数を基に、利用者数の見込み量を算出します。

### ■見込み量

単位（人／月）

サービス名	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	29	30	34	38
地域相談支援	0	2	4	7
地域移行支援	0	1	3	5
地域定着支援	0	1	1	2

### ■見込み量確保のための方策

計画相談支援は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画（トータルプラン）であるサービス等利用計画を作成し、自立した生活を実現するための支援です。関係機関に対し計画相談支援の重要性について理解を求め、計画の作成を行う指定特定相談支援事業者※及び相談支援専門員を確保し、計画相談支援のスムーズな提供を目指します。

地域相談支援については、指定一般相談支援事業所を中心として、障がい者支援施設や医療機関、県健康福祉センター、サービス提供事業者等、地域における関係機関との連携を強化し、入所・入院している障がい者や居宅において単身で暮らしている障がい者が、地域で安心して生活するための体制を整えていきます。

「※」用語集に用語説明記載有

## (2) 地域生活支援事業（必須事業）

### (ア) 理解促進研修・啓発事業

#### ■見込み量の算出根拠

これまで進めてきた理解促進研修や啓発事業を引き続き行います。

#### ■見込み量

サービス名	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	○	○	○	○

#### ■事業実施のための方策

障がい者が住み慣れた地域で、障がいのない人とともに生活していくためには、地域住民の障がい者やその特性に対する理解や配慮により、互いを思いやり尊重する共生社会の実現が求められています。そのために、関係団体などと協力・連携し、講演会や施設見学会等の開催を通して、障がい者やその特性について学び、理解を深める機会の提供に努めます。

また、アンケート結果による「学校における福祉教育の充実」に向け、学校関係機関とも連携を図っていきます。

### (イ) 自発活動支援事業

#### ■見込み量の算出根拠

これまで実績はありませんが、事業の各関係団体と協力・連携し、自発的活動の支援に努めます。

#### ■見込み量

サービス名	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発活動支援事業	—	○	○	○

#### ■事業実施のための方策

事業の実施にあたっては、さくら市社会福祉協議会とともに、活動を支援するための連携体制づくりを推進し、障がい者やその家族の所属する団体、NPO\*法人、ボランティアサークル等の自発的な活動を支援します。

「※」用語集に用語説明記載有

## (ウ) 相談支援事業

### ■見込み量の算出根拠

障害者相談支援事業については、これまで通り継続します。

基幹相談支援センターについては平成 31 年度に設置を目指します。

### ■見込み量

サービス名	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	2	2	2	2
基幹相談支援センター	—	—	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	—	—	—	1

### ■見込み量確保のための方策

障害者相談支援事業と基幹相談支援センターそれぞれの役割を整理し、地域の相談支援の拠点としての基幹相談支援センター設置を目指し、協議を進めていきます。また、さくら市地域自立支援協議会と連携し、相談支援体制の推進と、権利擁護や虐待防止といった機能の充実をさらに推し進めていきます。

アンケート結果より、身近な相談窓口として、行政、相談支援事業所等関係機関との情報共有、連携に務めていきます。

## (エ) 成年後見制度利用支援事業

### ■見込み量の算出根拠

平成 29 年度の実績（見込み）はありませんでしたが、平成 30 年度から 1 件ずつの利用量を見込みます。

### ■見込み量

単位（人／月）

サービス名	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	0	1	1	1

### ■見込み量確保のための方策

相談会を実施することで成年後見制度の周知に努め、利用を必要とする障がい者の家族や支援者に対し制度の積極的な利用を呼び掛けます。あわせて、申し立てに要する費用や後見人等の報酬に対する補助が行えることを周知し、経済的な理由で利用をためらっている相談者に対して、制度を活用するよう働きかけます。



## (才) 成年後見制度法人後見支援事業

### ■見込み量の算出根拠

さくら市社会福祉協議会と連携し、平成 31 年度から成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討していきます。

### ■見込み量

サービス名	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	—	—	○	○

### ■事業実施のための方策

成年後見制度をはじめ権利擁護に関する支援が重要視されていることを踏まえ、関係団体と協議し、平成 31 年度から法人後見の実施を目指します。実施に向けて、制度説明会の開催等、関係機関との連携体制の構築に努めます。

## (力) 意思疎通支援事業

### ■見込み量の算出根拠

これまでの利用実績を基に、平成 32 年度までの見込量を算出します。

### ■見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	事業者数	1	1	1	1
	利用者数	4	5	6	7
要約筆記者派遣事業	事業者数	1	1	1	1
	利用者数	0	1	1	1

### ■見込み量確保のための方策

情報バリアフリーやアクセシビリティを推進するため、制度の周知を図り、積極的な利用を促すとともに、手話通訳や要約筆記を行う支援者のさらなる確保に努めます。

## (キ) 日常生活用具給付等事業

### ■見込み量の算出根拠

これまでの利用実績を基に、平成 32 年度までの利用量の見込みを算出します。

### ■見込み量

単位 (件/年)

サービス名	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	0	2	1	1
自立生活支援用具	3	3	3	4
在宅療養等支援用具	1	2	2	1
情報・意思疎通支援用具	1	2	2	1
排泄管理支援用具	862	900	910	920
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	1	1

### ■見込み量確保のための方策

利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。  
需要動向をみながら、障がい者一人ひとりの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

## (ク) 手話奉仕員養成研修事業

### ■見込み量の算出根拠

これまで進めてきた手話奉仕員養成研修事業を引き続きさくら市社会福祉協議会と連携して行います。

### ■見込み量

単位 (人/年)

サービス名	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	11	12	13	14

### ■見込み量確保のための方策

広報紙等を通して、手話奉仕員養成研修への参加を呼び掛けます。また、障がい者全国スポーツ大会でのボランティアとしての活躍など、手話奉仕員の活躍の場をさらに増やすよう、関係機関と連携していきます。

## (ケ) 移動支援事業

### ■見込み量の算出根拠

これまでの利用実績を基に、平成 32 年度までの利用量の見込みを算出します。

### ■見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	人/年	15	12	13	14
	時間/年	526	540	550	560

### ■見込み量確保のための方策

障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう、サービス提供事業者への働きかけに努めるとともに、利用可能な市外の事業所との連携を行います。

## (コ) 地域活動支援センター機能強化事業

### ■見込み量の算出根拠

第 4 期計画期間中でのセンター設置はできませんでしたが、平成 32 年度までに設置できるよう協議します。

### ■見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	か所	0	0	0	1
	人/年	0	0	0	10

### ■見込み量確保のための方策

地域活動支援センターは、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。作業活動、創作・文化活動、生活上の訓練、社会参加支援、居場所的機能等様々な役割を有しており、利用者の障がいの状態や体調等に応じた利用が可能であることから、定期的な利用が困難な障がい者の支援の場としての役割を期待されています。

障害福祉サービス等においてサービス提供実績のある団体等や、障害福祉サービス提供事業者以外の関係団体などと協議、検討し、平成 32 年度の設置を目指します。

### (3) 地域生活支援事業（任意事業）

#### (ア) 福祉ホームの運営

##### ■見込み量の算出根拠

市内1箇所の定員9名の福祉ホームは現在さくら市8名、外市町より1名で満床です。今後、退所者が出ましたら、積極的に入所に向けて支援していきます。

##### ■見込み量

単位（人／年）

サービス名	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉ホームの事業	8	8	8	8

##### ■見込み量確保のための方策

障がい者支援施設や精神科病院を退所・退院して地域生活へ移行する障がい者の生活の場を確保するため、関係機関と連携して引き続き安定した事業を行います。

#### (イ) 日中一時支援事業

##### ■見込み量の算出根拠

これまでの利用実績を基に、平成32年度までの利用量の見込みを算出します。

##### ■見込み量

単位（人／月）

サービス名	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	27	28	29	30

##### ■見込み量確保のための方策

日中活動を提供している障害福祉サービス事業所と引き続き連携し、市内・市外での柔軟な利用ができるよう利用先の確保に努め、利用日数の増加を図ります。

# 第5章 第1期障がい児福祉計画

## 1 障がい児支援の強化

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、これまで障害者自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」が、平成24年度から「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」として、児童福祉法に基づくサービスに一本化され、平成28年の法改正では障がい児支援の提供体制の確保等について「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

市では身近な地域で、どの障がいにも対応できる障がい児サービスが提供され、継続的に特性に応じた専門的な支援が行われるよう、児童発達支援センターの整備を図るとともに、児童発達支援事業を実施します。

## 2 成果目標

本計画では、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療的ニーズへの対応に関する目標について、平成32年度を最終目標年度として設定しています。

### ◆障がい児支援の提供体制の整備等（新規）

#### ①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の指針	○平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。 ○平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
さくら市の指針	○市内の児童発達支援事業所を含め関係機関と協議をしていきます。 ○保育所等訪問支援の利用体制について、近隣市町及び事業所と協議を進めていきます。

#### ②医療的ニーズへの対応

国の指針	○平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 ○平成30年度末までに、医療的ケア児 <sup>※</sup> が適切な支援を受けられるよう、各市町村において、保健、医療、障害福祉保育教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
さくら市の指針	○児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、さくら市内には「児童発達支援」事業所が1カ所。「放課後等デイサービス」事業所が2カ所ありますので、今後協議を進めていきます。 ○医療的ケア児支援のための協議の場を設置し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関と連携をはかります。

「※」用語集に用語説明記載有

## 2 活動指標

本計画における福祉サービスの目標を達成するための指標として活動指標を設定し、計画の進行状況を確認します。(太枠内が本計画における見込み量)

### ◆障がい児への支援

#### ■見込み量の算出根拠

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援におけるすべての利用対象者を考慮し、これまでの利用実績を踏まえて見込み量を算出します。

放課後等デイサービスについては、これまでの利用実績を基に一人あたりの平均利用時間を求め、今後の利用者数の増加傾向を推計し、サービスの見込み量を算出します。

#### ■見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	人日/月	117	130	140	150	
		人/月	24	26	28	30	
	医療型児童発達支援	人日/月	17	16	16	16	
		人/月	2	2	2	2	
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	—	0	0	0	
		人/月	—	0	0	0	
	放課後等デイサービス	人日/月	456	480	492	504	
		人/月	38	40	41	42	
	保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	
		人/月	0	0	0	0	
	障害児相談支援		人/月	12	15	16	17
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		人	—	0	0	1

#### ■見込み量確保のための方策

身近な地域で質の高い支援を必要とする障がい児が、療育を受けられる場の確保に努めます。また、各担当課が持つ情報の共有・連携を推進することで、障がい児を療育する家庭をサポートしていきます。また、地域自立支援協議会を定期的に開催し、支援を必要とする児童への理解を深めていきます。

居宅訪問型児童発達支援や保育所等訪問支援については、これまで実績がないことから、児童課で行っている巡回発達支援、加えて関係団体や関係機関と協議し、支援体制の構築に向けた準備を行います。

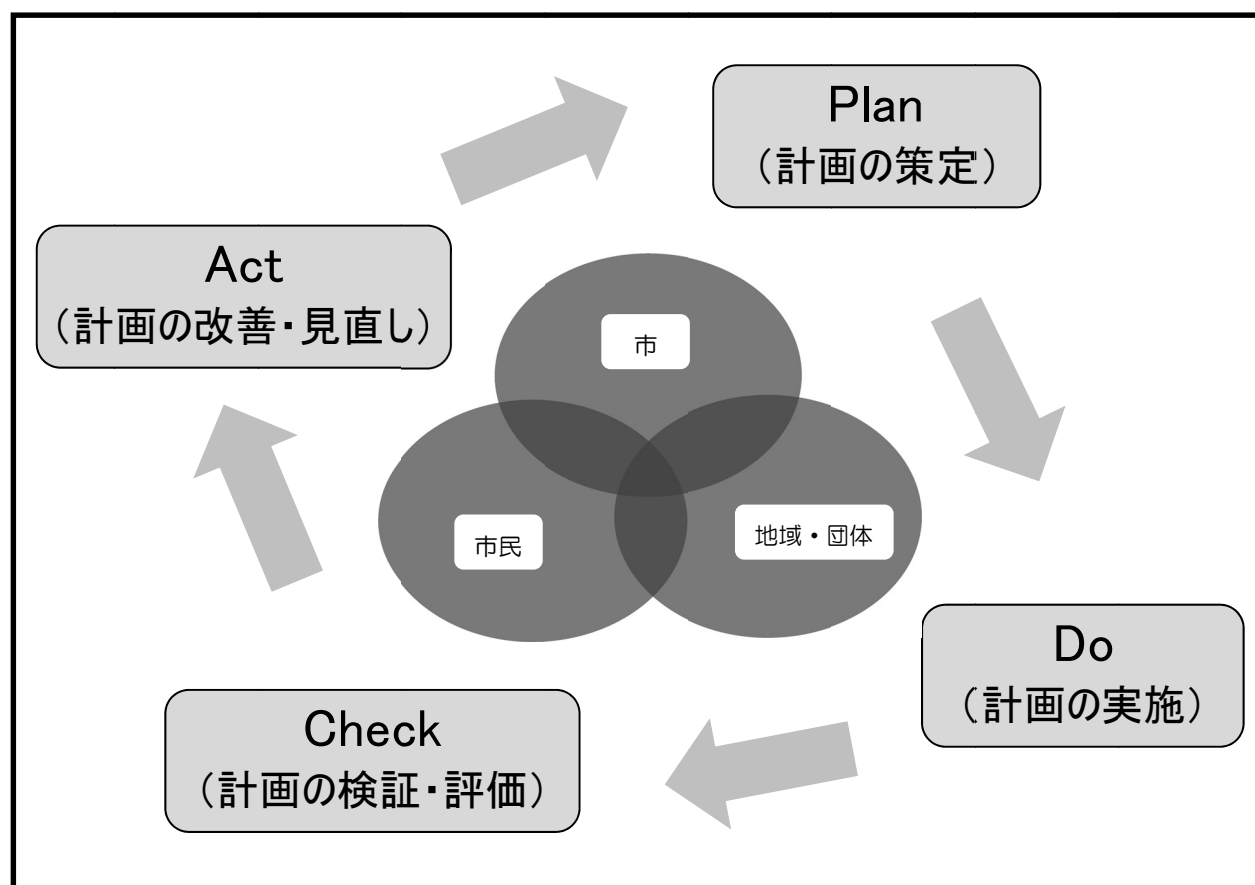
放課後等デイサービスについては、増加傾向にある利用量見込を勘案し、今後の利用状況に対応できるよう努めます。障害児相談支援については、指定障害児相談支援事業者と連携し、引き続きサービスの提供を進めていきます。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。そのために、各施策の実施進捗状況について、さくら市地域自立支援協議会等に随時意見を聞きながら、「PDCAサイクル」に基づいて計画の進捗管理を行っていきます。

PDCAサイクルのイメージ図



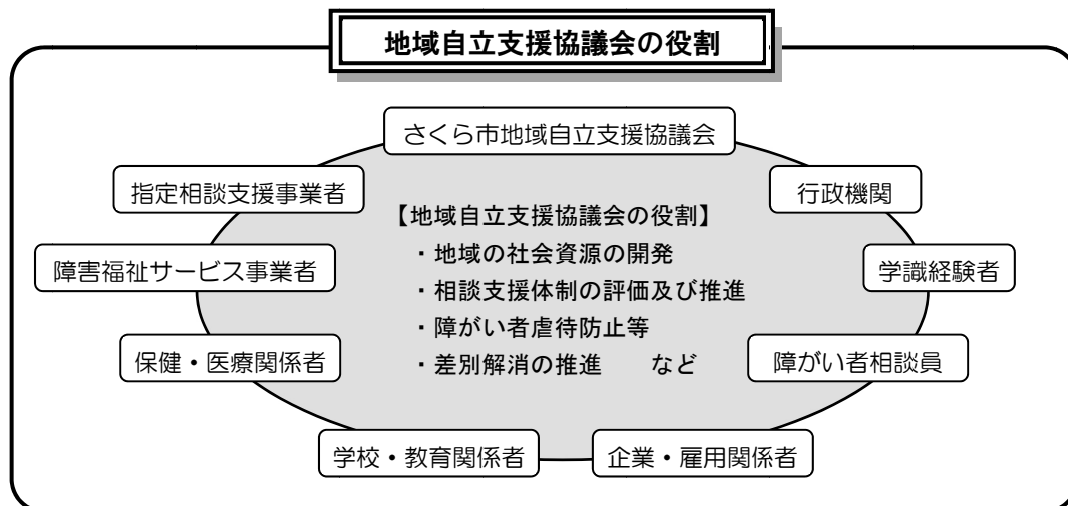
## 2 障がい福祉制度の普及・啓発、情報提供の推進

障害者総合支援法が施行され5年が経過し、平成28年に施行された障害者差別解消法が「合理的配慮」の提供が求められるなかで、障がい者の福祉制度等について、障がい者やその家族をはじめとし、より多くの市民から理解を得られるよう、積極的な普及・啓発、情報の提供に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、障がいの特性に沿ったきめ細やかな相談、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。

特に、就労支援や就労定着支援においては、企業や雇用者側、一緒に働く周囲の人に障がい者に対する理解を促進し、お互いを尊重し合いながら働いていける環境づくりを目指していきます。

## 3 地域自立支援協議会を中心とした関係機関等との連携

障がい者の地域生活への移行を進めるため、地域自立支援協議会を中心に、市、県、医療機関、企業、団体、福祉サービス事業所、教育機関などの関係機関が、情報交換や意思疎通を行うことで協働\*体制の強化に取り組み、様々な社会資源を有効に活用しながら、障がい者にとって暮らしやすい、共生のまちづくりを推進していきます。



「※」用語集に用語説明記載有



## 1 障がい福祉計画策定委員会委員名簿

### ■委員名簿（順不同・敬称略）

氏名	所属	職名	備考
増淵 研一	桜ふれあいの郷	施設長	
君嶋 宗一	清風園	園長	
桑島 俊雄	市身体障害者相談員		
関 セツ子	市知的障害者相談員		
小林 行雄	市民生委員児童委員協議会連合会	会長	委員長
高橋 良子	県北健康福祉センター	健康支援課長	
興野 憲史	県精神保健福祉会	会長	
白井 新	市身体障害者福祉会	会長	
螺良 忠夫	市手をつなぐ育成会	会長	
木村 春雄	市社会教育委員会	委員長	
田中 耕一	市社会福祉協議会	会長	副委員長
檜原 史郎	市市民福祉部	部長	
添田 達央	市総合政策課	課長	
高野 朋久	市財政課	課長	

## 2 障がい福祉計画策定幹事会委員名簿

### ■委員名簿

氏名	所属	役職
高柳 友彦	総合政策課	プロジェクト推進係長
宮野 直斗	財政課	財政係長
村松 貞往	保険高齢課	国保係長
君島 成美	保険高齢課	高齢年金係長
高根 幸江	保険高齢課	介護保険係
緑川 芳子	健康増進課	健康増進係長
永井 紀子	健康増進課	保健予防係長
柴山 晶子	児童課	子育て支援係
鈴木 克洋	建設課	公営住宅係長
轡田 親志	都市整備課	都市計画係長
福富 英明	学校教育課	学校教育係
竹田 和弘	生涯学習課	生涯学習係長
郷原 庫之	スポーツ振興課	生涯スポーツ係長
仲根 信行	市社会福祉協議会	本部地域福祉係長
佐藤 敬子	障害者相談支援センター桜花	相談員
青木 厚子	障がい者支援センターふれあい	センター長
鳥居 隆広	市民福祉課	課長
早田 勇	市民福祉課	課長補佐
原 有美	市民福祉課	社会福祉係長
福田 崇男	市民福祉課	生活福祉係長

### 3 策定経過

日 時	内 容
平成 29 年 7 月 12 日	第 1 回さくら市第 5 期障がい福祉計画策定幹事会 (1) 障がい福祉計画について (2) アンケート素案について
平成 29 年 7 月 18 日	第 1 回さくら市第 5 期障がい福祉計画策定委員会 (1) 障がい福祉計画について (2) アンケート素案について
平成 29 年 8 月 1 日から 平成 29 年 8 月 21 日まで	障がい者の福祉に関するアンケート調査の実施
平成 29 年 9 月 28 日	第 2 回さくら市第 5 期障がい福祉計画策定幹事会 (1) アンケート調査集計結果について (2) 障がい福祉計画基本理念・基本目標・基本方針について (3) さくら市第 4 期障がい福祉計画進捗状況
平成 29 年 10 月 5 日	第 2 回さくら市第 5 期障がい福祉計画策定委員会 (1) アンケート調査集計結果について (2) 障がい福祉計画基本理念・基本目標・基本方針について (3) さくら市第 4 期障がい福祉計画進捗状況
平成 29 年 12 月 5 日	第 3 回さくら市第 5 期障がい福祉計画策定幹事会・委員会 (1) さくら市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の素案について
平成 29 年 12 月 12 日	さくら市地域自立支援協議会委員に対し、さくら市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画素案の確認依頼
平成 30 年 1 月 9 日	庁議においてさくら市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（素案）を審議
平成 30 年 2 月 9 日	議会全員協議会においてさくら市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画（案）を報告
平成 30 年 2 月 1 日から 平成 30 年 2 月 23 日まで	パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月	さくら市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画を決定

## 4 用語集

用語		説明
◆ あ 行	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援等を行い、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する事業。
	医療的ケア児	経管栄養や人工呼吸器の使用、たんの吸引などと、生きるための医療的ケアが日常的に必要な子ども。
	NPO（エヌピーオー）	Non Profit Organization（利益を分配しない組織）の頭文字をとったもので、民間非営利団体。
◆ か 行	介護給付	障害福祉サービスにおいて、障がいのある人が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、日常生活の介護支援を行う事業。
	協働	市民がさくら市のまちづくりに参画し、行政と市民がそれぞれ適切に役割を分担し協力し合うこと。
	訓練等給付	障害福祉サービスにおいて、自立生活や就労を目指す人に、一定期間に提供される訓練的な支援事業。
	合理的配慮	障がいのある人が他の人と平等に、現在認められている権利や基本的自由を保障され、それを行行使されること。
◆ さ 行	指定特定相談支援事業者	障がい者が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング(見直し)を行う等の支援を行う事業所のこと。
	指定難病	難病のうち、客観的な診断基準が確立しており、患者数が国内において一定の人数（人口の約 0.1%程度）に達していない、医療費助成の対象になっている疾病。平成 26 年までは一般特定疾患として助成の対象になっていたが、平成 27 年 1 月 1 日から施行された「難病法」により、指定難病として医療費の助成対象になった。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がいのある人が、企業への就労に定着し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う障害福祉サービス。

◆ さ 行	手話奉仕員	手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人。聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術等を習得することを目標に養成される。
	障害支援区分	障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。
	障害児支援利用計画	児童発達支援・放課後等デイサービスをはじめとする、障害児通所支援を利用する場合に、サービスの利用者を支援するための中心的な総合計画のこと。
	障害者基本法	障がい者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障がい者のための施策の基本となる事項を定めることで、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。
	障害者自立支援法	障がい者及び障がい児の能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする法律。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等が実施された。
	障害福祉サービス	障がい者の障がい程度や、社会活動や介護者、住居等の状況をはじめとする勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なる。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年に公布され、平成 28 年に施行された法律。

◆ さ 行	小児慢性特定疾病	子どもの慢性疾病のうち、小児がん等その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となる14疾患群、722疾患が対象となっています（平成29年4月現在）。18歳未満（一部20歳まで）の児童において、対象疾患の治療に係る医療費の医療保険の自己負担分を公費で助成する制度があります。
	情報アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	自立支援医療	医療費と所得の双方に着目し、障がいに係る公費負担制度間での負担の不均衡を解消するため、これまでの育成医療、更生医療、精神通院医療の3つの公費負担医療制度を統合し、1割の自己負担を求める制度として平成18年4月から実施している。
	自立支援給付	障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として事業者と対等な関係に基づいて、障がい者が自ら選択、契約をすることで、そのサービスを利用する仕組み。
	自立支援協議会	障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用して、地域で一人暮らしをする障がいのある人を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う障害福祉サービス。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付する。
	精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもの。精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳所持者には、様々な支援策が講じられている。
	成年後見制度	認知症、知的障がい者または精神障がい者等で、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、その方に援助してくれる人をつける制度のこと。
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者、または障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業。	

◆ さ 行	相談支援専門員	障がい者が自立した日常生活が送れるよう、地域の様々な社会資源や保健、医療、福祉サービスとの調整を図り、障がい者の日常生活全般に関する相談業務やサービス等利用計画の作成に関する業務を担当する人。
	ソーシャルインクルージョン	イギリスやフランスなどヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編にあたって、その基調とされている理念であり、具体的には、障がい者、貧困者、失業者、ホームレスなど、誰も排除されない、誰も差別されない「ともに生きる寛容で懐の深い社会」を目指す考え方。障がいを有する人、貧困や失業に陥った人、ホームレスの状態にある人等を社会的に排除するのではなく、お互いの状況や差異、多様性について十分理解し合い、連帯の精神により、地域社会への参画を促し、社会に統合するという考え方を指す。
◆ た 行	地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により、効果的・効率的に実施する事業のこと。
	地域生活への移行	入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。
	特別支援学級	発達障がい等があることにより、通常の学級における指導では十分な効果を上げることが困難な児童・生徒に対して、きめ細かな教育を行うために小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級。
	特別支援学校	従来の盲・聾・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がい種は視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。
◆ な 行	難病	原因不明で、治療方法がまだ確立していない病気の総称。
	日中一時支援事業	障がい者または障がい児の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等日中における活動の場を設け、日常的に介護している家族等の就労支援及び一時的な休息の確保等を図る事業。
	ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無や程度にかかわらず、すべての人が、通常の生活を送ることができるようにする社会。

◆ は 行	発達障がい	先天的な脳の機能障がいとして生じるもので、自閉症スペクトラム障がい、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)等の総称。
	パブリックコメント	公的な機関が規則等の制定に先だち、意見、情報、改善案等(コメント)を求める手続き。市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、より良い行政を目指すもの。
	バリアフリー	自らの意志に基づく自由な行動を妨げる障壁(バリア)を、地域の中や施設、住宅、人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにする事。
◆ は 行	ピアサポート	同じ悩みや症状等の問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みのこと。
	PDC Aサイクル	様々な分野で品質改善や業務改善などに活用されている、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の順にサイクルし、業務の質を高めるマネジメント手法。
◆ ら 行	ライフステージ	人間の一生における乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等の各段階のこと。
	リハビリテーション	障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す考え方。
	療育手帳	知的障がい者及び知的障がい児への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付するもの。



## 5 さくら市内障害福祉サービス等提供事業所

### 1 障害福祉サービス

#### (1) 居宅介護（ホームヘルプ）

番号	事業所名	運営法人	住所	備考
1	ヘルパーステーション エリム	(福)慈愛会	鍛冶ヶ澤 57-1	
2	特定非営利活動法人 にんべん	(特非)にんべん	フィオーレ喜連川 5-2-1 フィオーレガーデン 1-102	

#### (2) 重度訪問介護

番号	事業所名	運営法人	住所	備考
1	特定非営利活動法人 にんべん	(特非)にんべん	フィオーレ喜連川 5-2-1 フィオーレガーデン 1-102	

#### (3) 同行援護

番号	事業所名	運営法人	住所	備考
1	特定非営利活動法人 にんべん	(特非)にんべん	フィオーレ喜連川 5-2-1 フィオーレガーデン 1-102	

#### (4) 行動援護

番号	事業所名	運営法人	住所	備考
1	特定非営利活動法人 にんべん	(特非)にんべん	フィオーレ喜連川 5-2-1 フィオーレガーデン 1-102	

#### (5) 短期入所

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	桜ふれあいの郷 生活支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	鍛冶ヶ澤 157-6	4
2	桜ふれあいの郷 就労支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	鍛冶ヶ澤 157-6	2
3	障害児入所施設 桜ふれあいの郷	(福)とちぎ健康福祉 協会	鍛冶ヶ澤 157-6	1
4	清風園 生活支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	押上 1714	2
5	清風園 就労支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	押上 1714	2

### (6) 生活介護

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	桜ふれあいの郷 生活支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	鍛冶ヶ澤 157-6	150
2	桜ふれあいの郷 就労支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	鍛冶ヶ澤 157-6	25
3	障害児入所施設 桜ふれあいの郷	(福)とちぎ健康福祉 協会	鍛冶ヶ澤 157-6	30
4	清風園 生活支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	押上 1714	53
5	清風園 就労支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	押上 1714	45
6	桜花	(福)恵友会	氏家 1799-1	6

### (7) 自立訓練（生活訓練）

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	桜ふれあいの郷 生活支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	鍛冶ヶ澤 157-6	10

### (8) 就労移行支援

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	桜花	(福)恵友会	氏家 1799-1	10

### (9) 就労継続支援（A型）

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	ユーファームさくら	ユーファーム(株)	氏家 3519-64	20
2	三協セルフサポート	(特非)三協セルフサ ポート	氏家 896-1	10

### (10) 就労継続支援（B型）

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	桜花	(福)恵友会	氏家 1799-1	24
2	桜ふれあいの郷 就労支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	鍛冶ヶ澤 157-6	55
3	清風園 就労支援施設	(福)とちぎ健康福祉 協会	押上 1714	20

## (11) グループホーム（共同生活援助）

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	ポプラ	(福)とちぎ健康福祉協会	櫻野	10
2	マロンハウス	(福)とちぎ健康福祉協会	氏家	4
3	かたくり	(福)とちぎ健康福祉協会	櫻野	6
4	かえで	(福)とちぎ健康福祉協会	氏家	5
5	オリーブ	(福)とちぎ健康福祉協会	草川	10
6	すずらん	(福)とちぎ健康福祉協会	馬場	5
7	れもん	(福)とちぎ健康福祉協会	氏家	5
8	ラベンダー	(福)とちぎ健康福祉協会	櫻野	4
9	松ぼっくり	(医)誠之会	向河原	7
10	グループホーム あおば	(福)恵友会	氏家	5
11	グループホーム きらら	(福)恵友会	氏家	7

## (12) 施設入所支援

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	桜ふれあいの郷 生活支援施設	(福)とちぎ健康福祉協会	鍛冶ヶ澤 157-6	150
2	桜ふれあいの郷 就労支援施設	(福)とちぎ健康福祉協会	鍛冶ヶ澤 157-6	40
3	障害児入所施設 桜ふれあいの郷	(福)とちぎ健康福祉協会	鍛冶ヶ澤 157-6	30
4	清風園 生活支援施設	(福)とちぎ健康福祉協会	押上 1714	50
5	清風園 就労支援施設	(福)とちぎ健康福祉協会	押上 1714	50

### (13) 福祉型障害児入所施設

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	桜ふれあいの郷	(福)とちぎ健康福祉協会	鍛冶ヶ澤 157-6	30

### (14) 児童発達支援

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	こども発達支援センター ぴーち	(福)恵友会	氏家 2447-8	20

### (15) 放課後等デイサービス

番号	事業所名	運営法人	住所	定員
1	グローバルキッズメソッド7	ハッピーライフケア(株)	馬場 247-1	10
2	こども発達支援センター ぴーち	(福)恵友会	氏家 2447-8	20

## 2 相談支援事業

### (1) 指定一般相談支援事業

番号	事業所名	運営法人	住所	備考
1	障がい者相談支援センターふれあい	(福)とちぎ健康福祉協会	櫻野 1270	
2	相談支援センター桜花	(福)恵友会	氏家 1799-1	

### (2) 指定特定相談支援事業

番号	事業所名	運営法人	住所	備考
1	障がい者相談支援センターふれあい	(福)とちぎ健康福祉協会	櫻野 1270	
2	相談支援センター桜花	(福)恵友会	氏家 1799-1	
3	特定非営利活動法人 にんべん	(特非)にんべん	フィオーレ喜連川 5-2-1 フィオーレガーデン 1-102	

### (3) 指定障害児相談支援事業

番号	事業所名	運営法人	住所	備考
1	障がい者相談支援センターふれあい	(福)とちぎ健康福祉協会	櫻野 1270	
2	相談支援センター桜花	(福)恵友会	氏家 1799-1	

### 3 地域生活支援事業実施事業所

#### (1) 移動支援事業所

番号	事業所名	運営法人	住所	備考
1	桜ふれあいの郷	(福)とちぎ健康福祉協会	鍛冶ヶ澤 157-6	
2	特定非営利活動法人 にんべん	(特非)にんべん	フィオーレ喜連川 5-2-1 フィオーレガーデン 1-102	

#### (2) 日中一時支援事業

番号	事業所名	運営法人	住所	備考
1	桜ふれあいの郷	(福)とちぎ健康福祉協会	鍛冶ヶ澤 157-6	
2	清風園	(福)とちぎ健康福祉協会	押上 1714	
3	桜花	(福)恵友会	氏家 1799-1	



さくら市第5期障がい福祉計画  
・第1期障がい児福祉計画

平成30年3月

発行：さくら市

編集：さくら市市民福祉部市民福祉課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地

電話：028-681-1161（直通） F A X：028-682-1305